

前橋市緑の基本計画

水と緑でめぶく前橋



平成 30（2018）年 3 月

前橋市

（令和 5（2023）年 3 月一部改訂）

「水と緑でめぶくまえばし」



前橋市は、雄大な赤城山の南麓に広がる広大な緑と、利根川や広瀬川をはじめとする美しい流れに恵まれた、水と緑あふれる自然豊かな都市です。さらに、災害に強く暮らしやすい気候風土が、先人たちの積み重ねた文化と伝統を育んできました。

本市は、第七次前橋市総合計画、将来都市像に「新しい価値の創造都市・前橋」を掲げ、これを実現するため「水と緑にあふれる豊かな自然環境をはじめとする多くのまちの誇りや可能性を受け継ぎ、磨き育て、新たな価値を生み出しながら、将来を担う子や孫たちの世代に未来への襷として繋いでいく」ことをまちづくりの基本理念としています。そのための重要な方針の一つが「前橋市緑の基本計画」です。

平成10年に策定した当初の基本計画では、前橋らしい水と緑の環境を「まもり」、「つくり」、「育てる」施策を展開してきましたが、周辺町村との合併や中核市への移行、地球温暖化などの環境問題への関心の高まり、さらには、都市緑地法を含めた景観緑三法^{けいかんみどりさんぽう}の成立など、市の緑化政策を取り巻く状況が大きく変貌したことから、平成20年に『水と緑の前橋らしさの継承と創造』を基本理念に大規模な改訂を行いました。

今回、前計画の基本理念を継承し、第七次前橋市総合計画の内容や緑に係る国の動向などを踏まえながら、新たな「前橋市緑の基本計画」を策定いたしました。

今後、本計画のテーマである「水と緑でめぶくまえばし」の実現を目指して、各政策に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり「前橋市水と緑のまちをつくる審議会」委員をはじめ、ご協力をいただきました多くの皆様に心から敬意と感謝を申し上げます、計画策定にあたってのごあいさつといたします。

平成30年3月

前橋市長

山本龍

目次

序章

- 1 緑の基本計画改定の趣旨 2
- 2 緑の基本計画の位置付け 3
- 3 計画期間 3
- 4 緑地の定義 4

第1章 前橋市の緑の特徴と課題

- 1 前橋らしい緑の特徴と現況 6
- 2 計画改定の背景 26
- 3 前計画の評価と計画改定の視点 37

第2章 計画の基本方針

- 1 計画のテーマと方針 42
- 2 緑の将来構造 46
- 3 公園整備方針 48

第3章 計画実現のための施策（後期実施計画）

- 1 施策体系図 52
- 2 推進施策 53
- 3 施策の評価 64

第4章 緑化重点地区の計画

- 1 緑化重点地区の設定 66
- 2 緑化重点地区の緑化方針 68

第5章 計画の推進に向けて

- 1 P D C A サイクル 72
- 2 推進体制 73
- 3 国・県との連携と調整 73

参考資料

- 1 用語解説 76
- 2 策定までの経過 83
- 3 前橋市水と緑のまちをつくる審議会委員 85

序章

- 1 緑の基本計画改定の趣旨
- 2 緑の基本計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 緑地の定義

序章

1 緑の基本計画改定の趣旨

前橋市では周辺町村との合併や中核市[※]へ移行したことなどを踏まえ、平成 26（2014）年 3 月に前橋市緑の基本計画の改訂を行いました。

それから 3 年が経過し、平成 29（2017）年 6 月に都市緑地法、都市公園法[※]の一部改正が行われ、緑地広場の創出や都市公園の再生・活性化に係る状況は変化しております。

法改正の背景としては、まちづくりの中で公園、広場、緑地等のオープンスペースに、景観や環境、防災、体験・学習・交流、にぎわいなどの多面的な機能の発揮が求められていること、また、公園ストックの老朽化の進行や有効活用の要請など、公園の質的向上が課題となっていること、一方で公園や緑地等の整備・管理を担ってきた地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や施設更新が困難な状況になりつつあること等が挙げられます。

こうした社会情勢の変化と、新たに策定された第七次前橋市総合計画などの上位関連計画を踏まえながら、今後の緑地の保全及び緑化の推進に関する取組みについて、長期的な視点に立った方針づくりを行うため、緑の基本計画を平成 30（2018）年 3 月に改訂しました。

その後、中間時点における実施計画の点検・見直しと後期実施計画の策定し、令和 5 年 3 月に一部改訂しました。

※がついている語は巻末の用語解説を参照（以下同様）

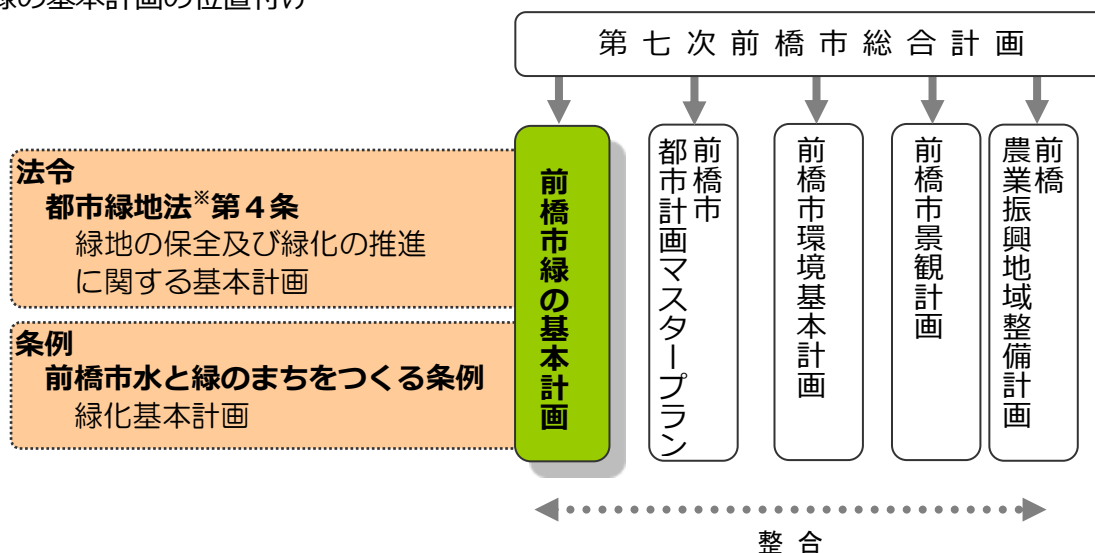
2 緑の基本計画の位置付け

前橋市緑の基本計画は、都市緑地法第4条に定める「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、前橋市水と緑のまちをつくる条例に定める「緑化基本計画」でもあります。

緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定め、将来の前橋市の緑をどうするか、そのあり方や実現に向けた考え方を示します。

本計画は、「第七次前橋市総合計画」を上位計画とし、「前橋市都市計画マスタープラン[※]」や「前橋市環境基本計画[※]」、「前橋市景観計画[※]」、「前橋農業振興地域整備計画[※]」などの分野別計画とも整合を図ります。

■ 緑の基本計画の位置付け



3 計画期間

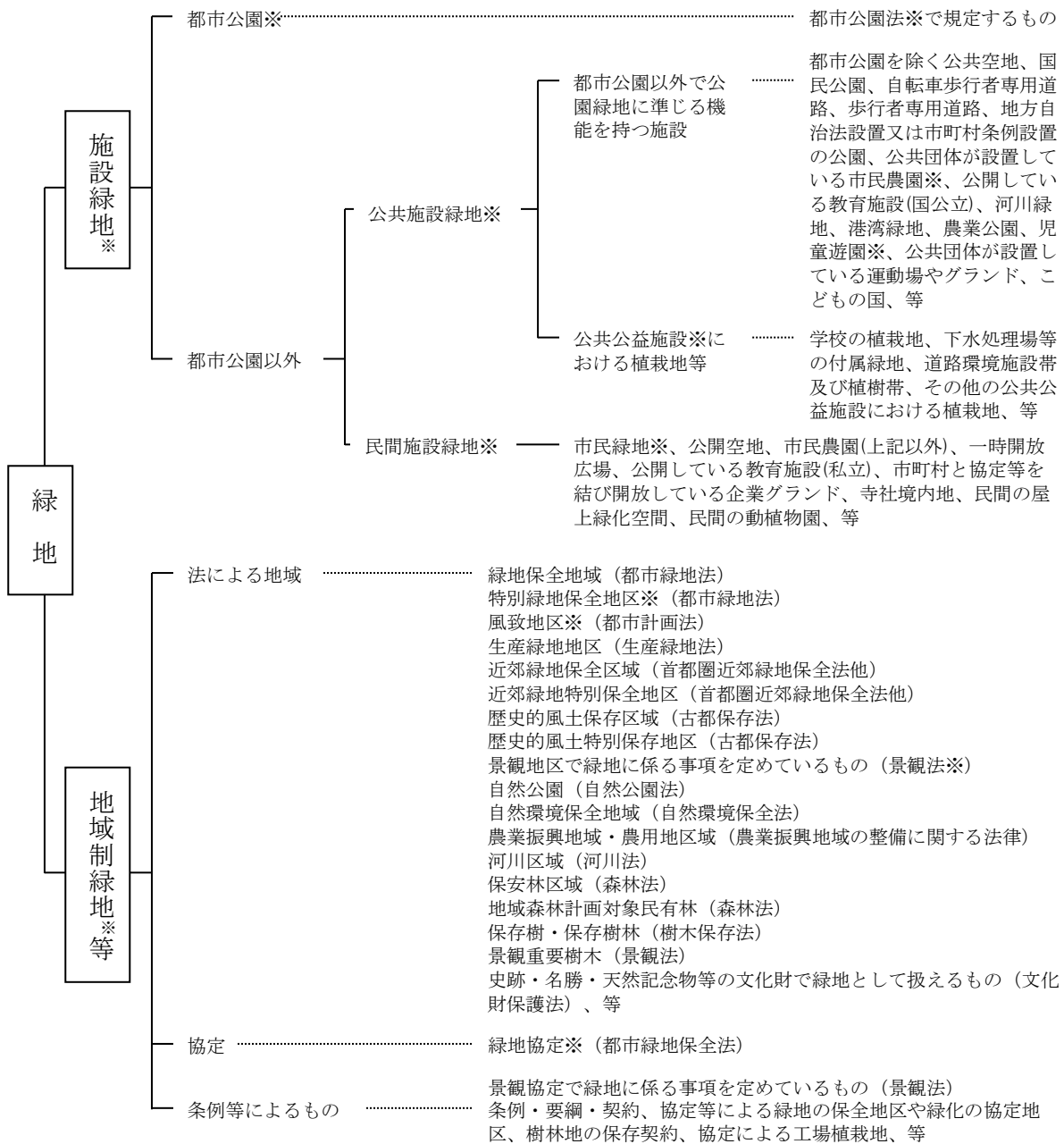
本計画の目標年次は上位計画である第7次前橋市総合計画と同一とし、計画期間は平成30（2018）年度から令和9（2027）年度の10年間とします。

計画達成の目標年次：令和9（2027）年度

4 緑地の定義

本計画では、下図の分類に基づき、緑地を整理します。

■緑地の分類



■言葉の定義

引用資料：新編緑の基本計画ハンドブック 平成 19 (2007) 年 4 月 社団法人日本公園緑地協会

緑被(率)：樹林地、草地、農地などの緑で覆われた土地のこと。緑被率は一定の土地面積に対する緑被の割合。

緑地(率)：公園・緑地のほか、公園・緑地に準ずる機能を持つ公共施設緑地や民間施設緑地、法、協定、条例等で担保された民有地の緑地も含む。緑地率は一定の土地面積に対する緑地の割合。

緑化(率)：樹木、草花を土地に植栽すること。屋上緑化、壁面緑化など。緑化率は一定の土地面積に対する緑化面積の割合。

第1章

前橋市の緑の特徴と課題

- 1 前橋らしい緑の特徴と現況
- 2 計画改定の背景
- 3 前計画の評価と計画改定の視点

第1章 前橋市の緑の特徴と課題

1 前橋らしい緑の特徴と現況

1-1 前橋市を特徴づける緑

(1) 自然条件からみた緑

市街地を取囲む広大な田園部から赤城山につながる緑

前橋市の地形は、赤城山と利根川の活動によりつくられた北部の「赤城火山南麓」の斜面、中央部の「広瀬川低地」、南部の「前橋台地」と榛名山東部の「榛名火山東麓」により形成されています。

赤城山頂付近には「自然林（ミズナラ群落・シラカバ純林）」や赤城神社周辺の松並木、樹齢千年以上のスギ樹林地など貴重な自然が残されています。

また、赤城山につながる緩傾斜地は、小河川、水田、樹林が数多く点在する優れた農林業地となっています。



赤城神社のたわら杉



赤城神社周辺の松並木



赤城山につながる斜面の緑



神沢の森の紅葉

■緑の特性図



「水のまち」を育んできた豊かな水環境

前橋の代表的な河川である利根川・広瀬川、赤城山麓の田畑を潤しながら流れる桃ノ木川・赤城白川・粕川・荒砥川、歴史的な農業用水である天狗岩用水・五千石用水・大正用水等、前橋市には豊かな水環境があります。

その中でも、広瀬川は「水と緑と詩のまち」のシンボルで、かつては生糸など農産物を運ぶ水運にも利用されてきました。この郷土の詩人たちに愛され、市民の生活と密着した広瀬川は、「疎水百選^{*}」の一つにも選ばれています。

その他市内には、粕川上流に位置する不動大滝等の滝、農業用ため池等数多くの水辺があります。

また、桃ノ木川・赤城白川は、沿川住民により水辺の環境管理（草刈等）が行われ、緑と一体となった親水性の高い水辺が形成されています。

さらに利根川沿及び桃ノ木川沿にはサイクリングロードが整備され、市民のレクリエーションに利用されています。



利根川



広瀬川

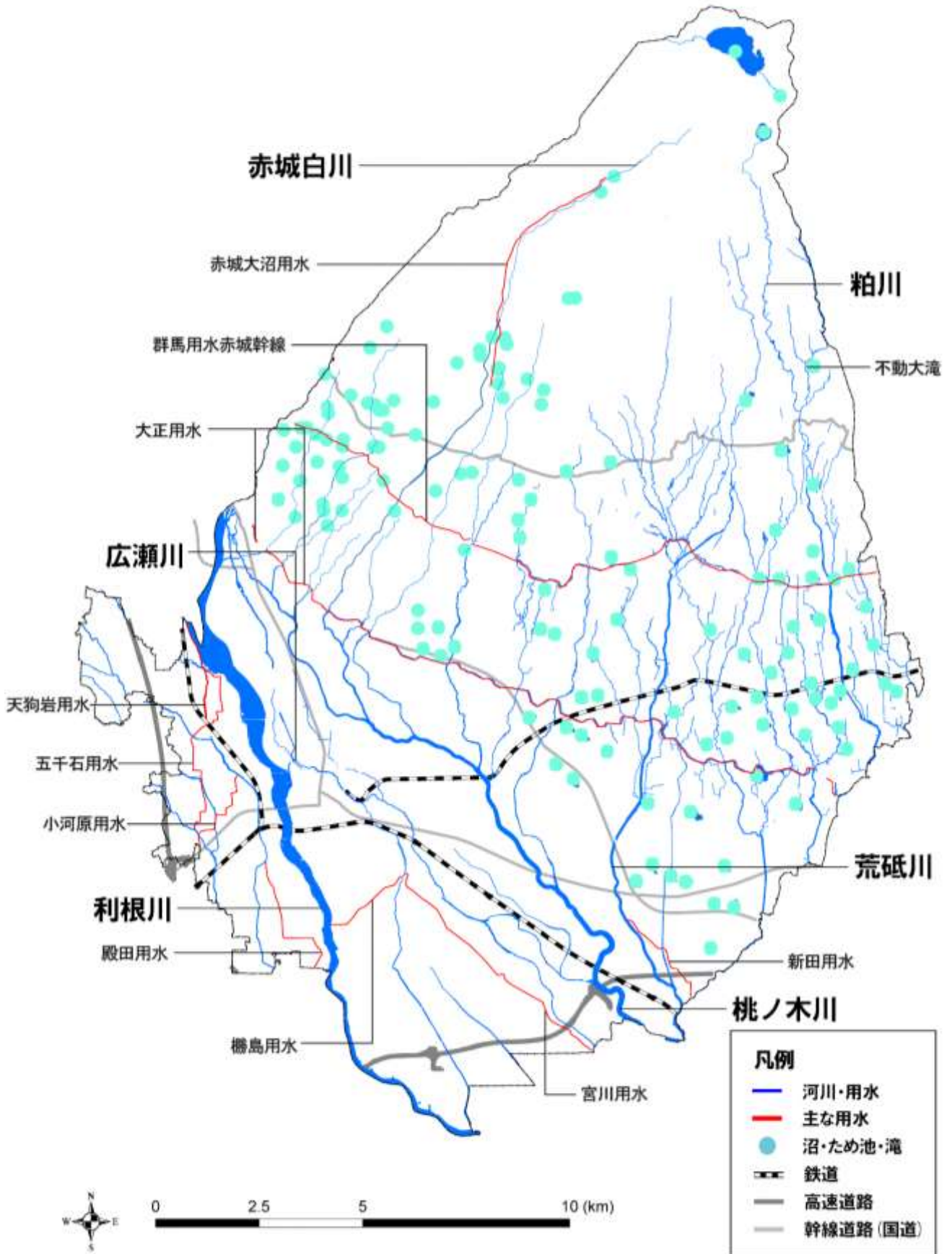


桃ノ木川取水口付近



ため池

■水系・河川図



(2) 歴史的変遷からみた緑

古墳の緑・社寺林^{*}・開墾の歴史を伝える農業用水

前橋市には、群馬県下の約1割の古墳があります。古墳は市街地南部、東部、西部にかけて分布しており、現在そのいくつかは大室公園など公園内に整備されています。また、総社神社の社叢^{しやそう}ケヤキ(市指定天然記念物)、城下の守りとして配置された龍海院のサクラなど、城下町の名残として市内に点在する社寺境内地の緑は、地域固有の風土を形成する貴重な緑として残されています。同じく、江戸時代の土木遺産として天狗岩用水、五千石用水などがあります。



大室公園の古墳



赤城神社

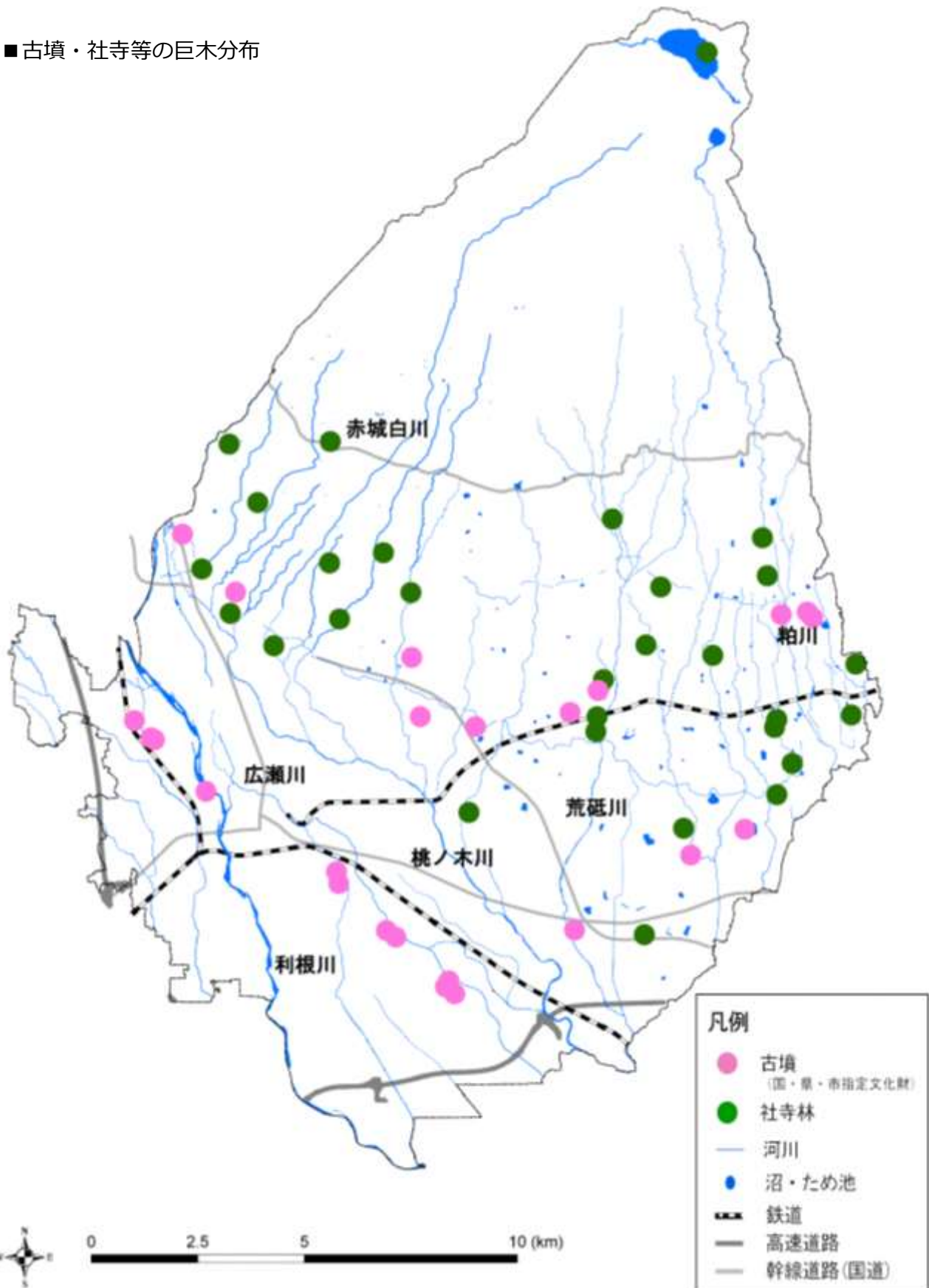


天狗岩用水



龍海院のサクラ

■古墳・社寺等の巨木分布



明治時代から始まる公園整備と戦災復興の一環として整備された街路樹

明治 38（1905）年本市初の公園である前橋公園が、日露戦役記念を兼ねて設置され、大正 11（1922）年には利根川河畔の松林に覆われた敷島公園が設置されました。その後、前橋公園は昭和 17（1942）年、敷島公園は昭和 26（1951）年に都市計画公園として決定されました。

また、戦災復興事業の一環として児童公園整備と並行し、前橋駅から県庁をつなぐ「ふるさとのケヤキ並木」、市内中央部を流れる広瀬川沿いの「広瀬川河畔緑地」など、まちの骨格となる街路樹の植栽も計画され、殺風景な焼け跡にあざやかな緑が添えられました。なお、国道 50 号沿いの並木は、昭和 60～62（1985～1987）年の電線地中化に合わせ、ユリノキ、プラタナスからケヤキへ植え替えられました。また、「ふるさとのケヤキ並木」は「広瀬川河畔緑地」とともに、手づくり郷土賞^{ふるさとしょう}を受賞しています。



広瀬川河畔緑地



敷島公園

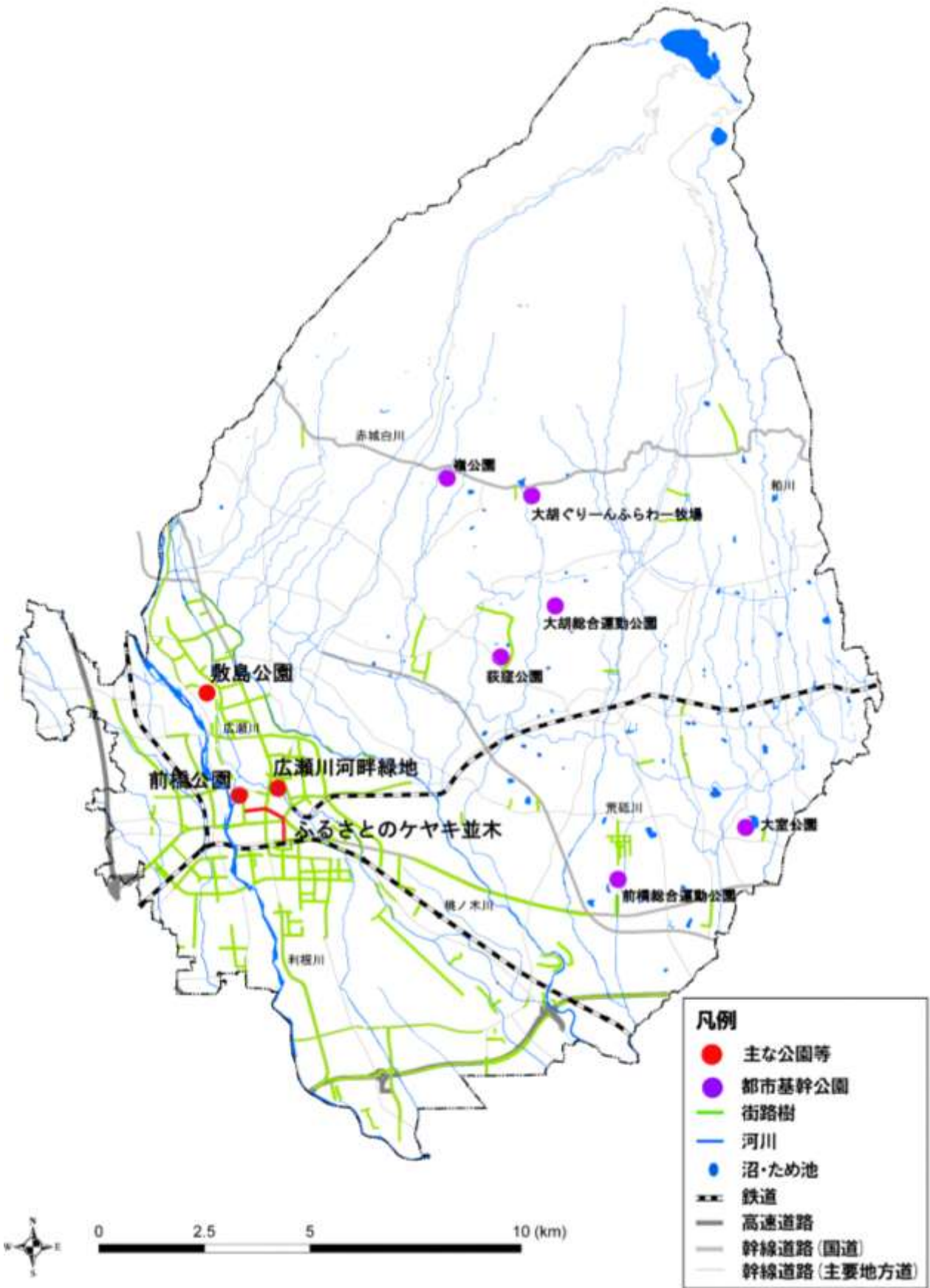


ふるさとのケヤキ並木※



前橋公園

■ 主な公園・街路樹位置図



(3) 農の緑

市街地周辺に広がる農の緑

農村部では、古くからの農家に残る屋敷林[※]、冬に吹きつけるからっ風から家を守る「かしぐね」が見られます。これらは、自然の特性に配慮し形成された農の緑です。

また、赤城山麓斜面の大胡、宮城、粕川、富士見地区等に広がる緩傾斜地は、点在する樹林地や畑、小河川に沿って帯状に分布する水田などが見られる優れた農林業地です。



緩傾斜地の田、樹林



かしぐね[※]



大胡ぐりんふらわー牧場



ぐんまフラワーパーク

(4) 市民活動により守り、育まれる緑

長い歴史をもつ市民活動により守り、育まれてきた緑

昭和 29（1954）年、敷島公園に前橋市最初の公園愛護会が「自分達の公園は、自分達で守る」ことを主旨に結成されました。令和 4（2022）年現在、会数は 385 団体となり、ほぼ全ての住区基幹公園※で清掃や除草、花壇づくり等の日常的な公園管理活動を行っています。

また、みやぎ千本桜の森に約 15 万株の芝桜を市民が植栽する市民活動、赤城白川沿い細井小学校前の緑地空間を、子供達が水とふれあえる学びの場・遊びの場とするため、行政と市民とが連携して実施された「水辺の楽校」^{がっこう}プロジェクト※、粕川町室沢地区の棚田を活用した都市住民との交流と棚田の維持・保全などが行われてきました。



みやぎ千本桜の森 芝桜の植栽



赤城白川の「水辺の楽校」



「前橋市まちを緑にする会」の活動（写真左：記念樹配布、写真右：「花と緑の講習会」）

■ 緑化行政に関する表彰等の一覧

受賞年月日	名 称	表 彰 等	受 賞 者
昭和58.11.18	第1回潤いのあるまちづくり	自治大臣表彰	前橋市
昭和59.10.18	第4回緑の都市賞 「水と緑の健康都市、その10年」	建設大臣賞	前橋市
昭和60. 5.24	昭和60年度 緑化推進運動功労者表彰	内閣総理大臣表彰	前橋市公園愛護会連合会
昭和60. 6.27	群馬県都市計画まちづくり功労者表彰	群馬県知事表彰	前橋市まちを緑にする会
昭和60.11.25	'85国際森林年群馬県環境緑化コンクール 市道の緑化部門 「前橋駅南口線」	特選	前橋市
昭和61. 7.10	第1回手づくり郷土賞 「ふれあいの水辺」部門 「広瀬川河畔緑地、緑道」	建設省	前橋市
昭和62. 7.14	第2回手づくり郷土賞 「ふれあいの並木道」部門 「ふるさとのケヤキ並木」	建設省	前橋市
昭和63. 6.16	群馬県都市計画まちづくり功労者表彰	群馬県知事表彰	前橋市
昭和63. 6.28	昭和63年度 緑化推進運動功労者表彰	内閣総理大臣表彰	前橋市
平成 1. 3.31	第4回経済同友会 美しい都市づくり賞 「馬場川遊歩道公園」	建設大臣賞	前橋市
平成 1. 7.28	日本の都市公園100選 「敷島公園」	(社)日本公園緑地協会	群馬県・前橋市
平成 2. 4.23	第1回「みどりの愛護」功労者表彰	建設大臣賞	前橋市まちを緑にする会
平成 3.12.16	第2回緑のデザイン賞 「平成大橋の詰所緑地」	緑化大賞	前橋市
平成 4.11.13	第2回花のまちづくりコンクール	建設省都市局長賞	前橋市
平成 6.11.30	読売新聞創刊百二十周年記念企画	新・日本街路樹百景	前橋市
平成 6.12. 1	第18回群馬県環境緑化コンクール 市町村部門 「道路の緑化」 「みずき通り」 「大友町西通り線」	優秀賞 優良賞	前橋市
平成 8. 3.22	「水の郷百選」認定	国土庁	前橋市
平成 8.11.21	第6回花のまちづくりコンクール	建設大臣賞	前橋市
平成17.12. 8	第20回手づくり郷土賞 「大賞」部門 「広瀬川河畔緑地、緑道」	国土交通省	前橋市
平成18.10.27	都市公園法施行50周年記念事業 日本の歴史公園100選 「大室公園」	(社)日本公園緑地協会	前橋市

1-2 緑の現況

(1) 緑被の現況

都市計画区域全体の緑被面積は 54.83%

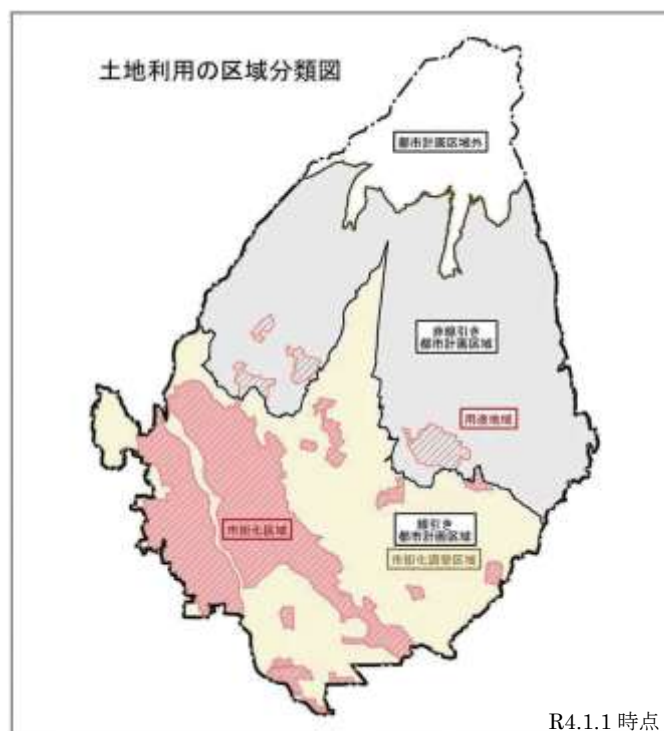
平成25(2013)年3月末現在の都市計画区域22,731haの緑被面積は12,463.8ha、緑被率は54.83%となっています。

種類別にみると、畑の面積が最も多く5,547.1ha、緑被率は24.40%となっており、以下、水田、その他・山林自然地が続きます。

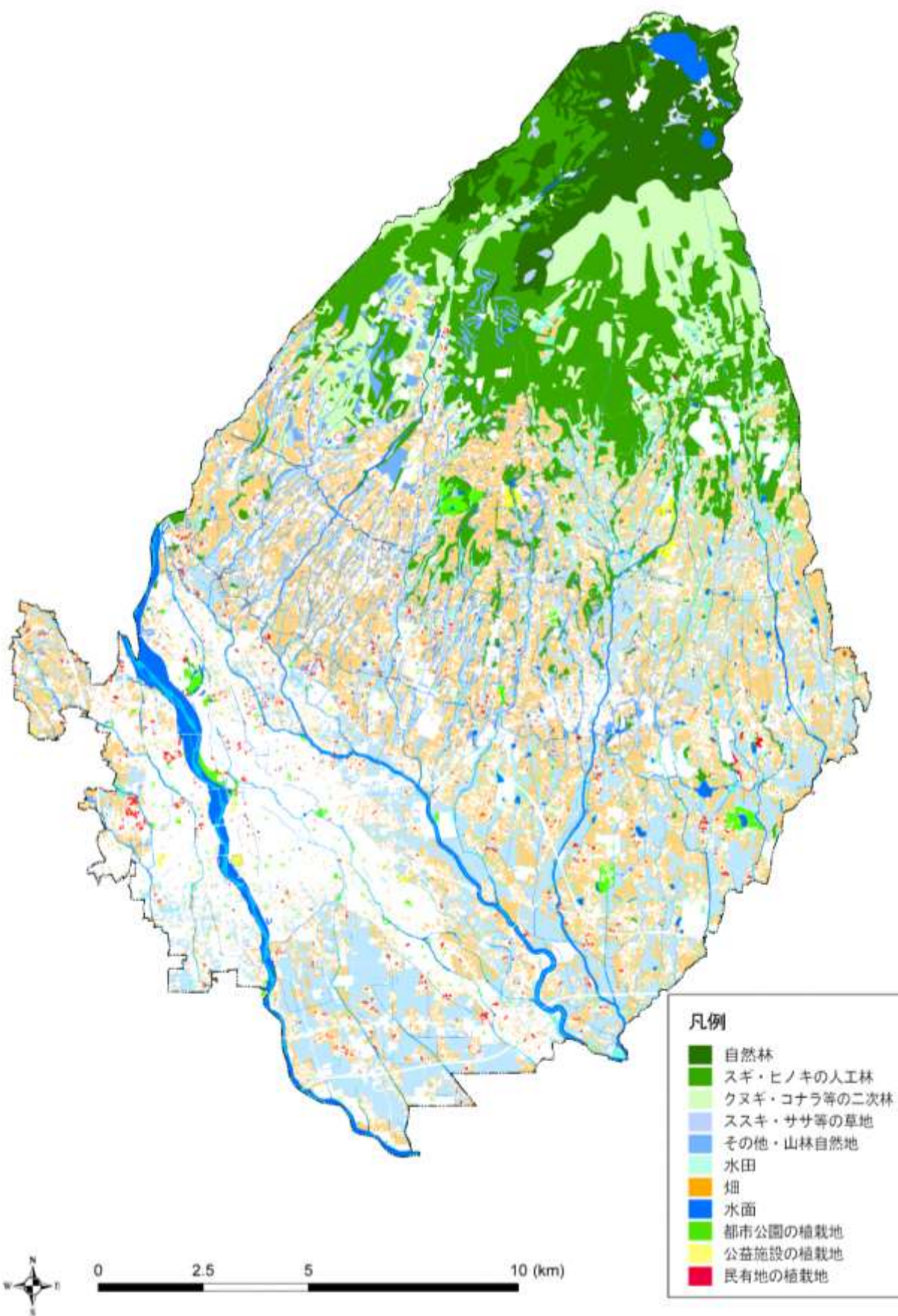
■緑被現況

	市街化区域※		市街化調整区域※		用途地域 ※		白地地域※		都市計画区域※計	
	面積(ha)	緑被率(%)	面積(ha)	緑被率(%)	面積(ha)	緑被率(%)	面積(ha)	緑被率(%)	面積(ha)	緑被率(%)
自然林	2.54	0.05	66.86	0.68		0.00		0.00	69.40	0.31
スギ・ヒノキの人工林	1.84	0.04	207.14	2.11	4.71	0.86	334.70	4.49	548.39	2.41
クスギ・コナラ等の二次林	0.95	0.02	53.86	0.55	4.67	0.86	87.35	1.17	146.83	0.65
ススキ・ササ等の草地	6.22	0.13	50.13	0.51		0.00	5.33	0.07	61.68	0.27
その他・山林自然地	116.72	2.37	755.94	7.71	39.49	7.23	493.66	6.63	1,405.81	6.18
水田	153.40	3.11	2,372.53	24.20	39.79	7.29	1,201.64	16.13	3,767.36	16.57
畑	280.00	5.68	2,607.66	26.60	104.48	19.14	2,555.00	34.29	5,547.14	24.40
水面	64.89	1.32	265.13	2.70	13.11	2.40	136.23	1.83	479.36	2.11
都市公園植栽地	67.18	1.36	191.46	1.95		0.00	4.47	0.06	263.11	1.16
公共施設植栽地	10.07	0.20	2.67	0.03	0.07	0.01	29.36	0.39	42.17	0.19
民有地植栽地	32.38	0.66	66.73	0.68	0.51	0.09	32.91	0.44	132.53	0.58
合計	736.19	14.93	6,640.11	67.73	206.83	37.88	4,880.65	65.50	12,463.78	54.83

■土地利用の区域分類図（都市計画図より抜粋）



■緑の現況図



(2) 緑地の現況

①市街地面積に占める緑地（率）は9.39%

②都市計画区域の住民一人あたりの都市公園等^{*}の面積は20.31㎡

①概況

令和4年1月1日時点の都市計画区域（27,474ha）の緑地面積は9,435.72haで、都市計画区域全体の34.3%を占めています。

また、市街地面積（市街化区域^{*}+用途地域, 5,505ha）の緑地面積は516.95haで、市街地面積の9.39%を占めます。

②都市公園・公共施設緑地・民間施設緑地の整備状況

施設緑地に位置づけられる、都市公園（都市公園法で規定するもの）、公共施設緑地（サイクリングロード、児童遊園、運動場、学校、公共公益施設、その他）、民間施設緑地の合計は、都市計画区域全体で1,026箇所、面積で734.31haとなっています。

住民1人あたりの都市公園等の面積は、都市計画区域で20.31㎡/人となっています。

③地域制緑地の現況

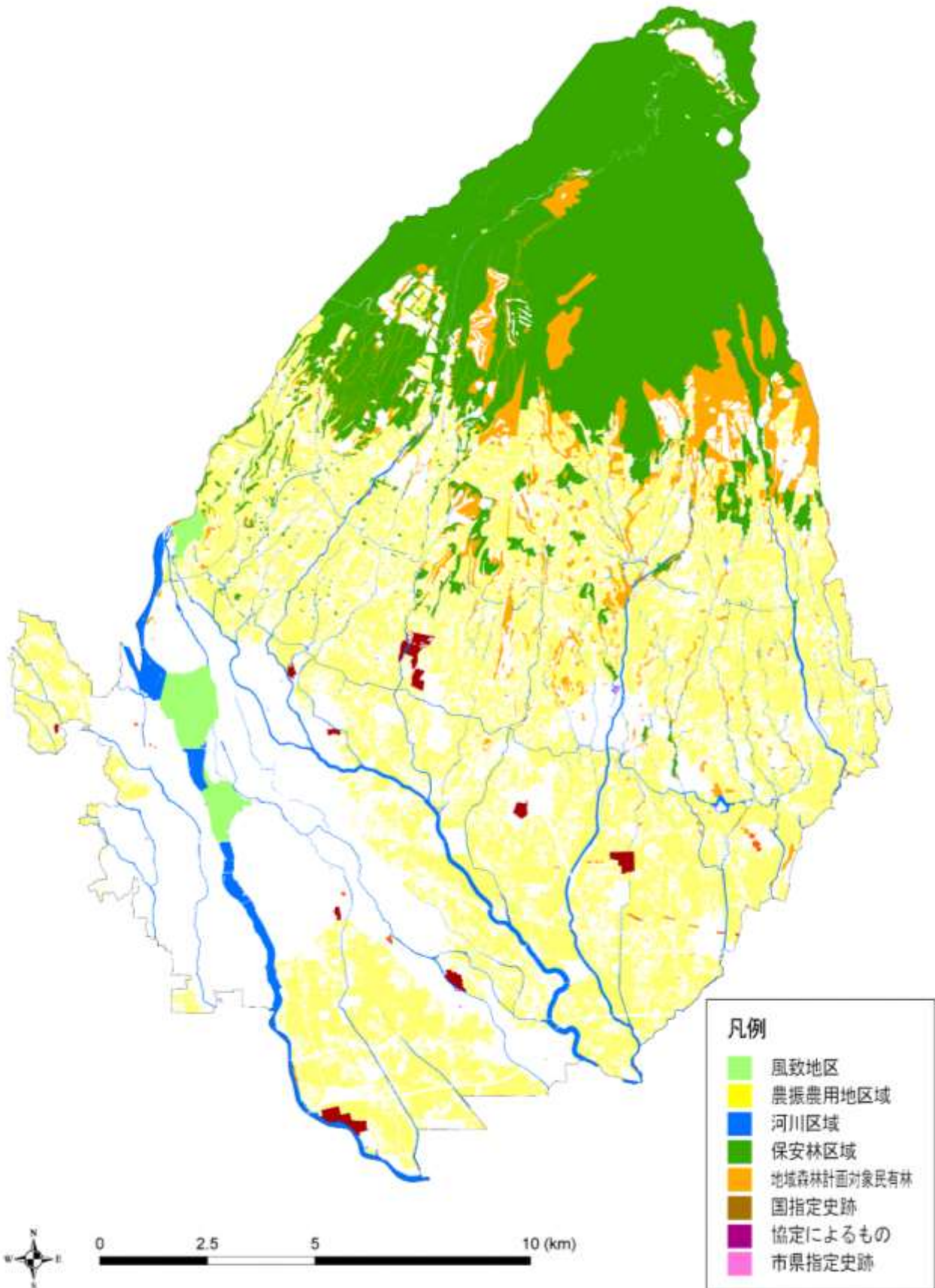
地域制緑地は、風致地区、農振農用地区域^{*}、河川区域、保安林^{*}、国指定の史跡など法の指定を受けているものや、緑化協定^{*}など協定により指定されるもの、県・市指定史跡や緑地条例など条例により指定されるものがあり、これらの合計は都市計画区域全体で8,947.81haとなっています。

■緑地総括表

区域 緑地種別	市街化区域		市街化調整区域		用途地域		白地地域		都市計画区域計		市街地(市街化+用途)	
	整備量		整備量		整備量		整備量		整備量		整備量	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
街区公園	266	50.18	23	3.69	10	2.23	22	6.99	321	63.09	276	52.41
近隣公園	24	36.70					6	6.71	30	43.41	24	36.70
地区公園	2	6.30	4	17.40			2	11.20	8	34.90	2	6.30
住区基幹公園 計	292	93.18	27	21.09	10	2.23	30	24.90	359	141.40	302	95.41
総合公園	1	7.19	2	62.91			1	15.40	4	85.50	1	7.19
運動公園	1	37.60	3	52.70			1	9.40	5	99.70	1	37.60
都市基幹公園 計	2	44.79	5	115.61	0	0	2	24.80	9	185.20	2	44.79
①基幹公園 計	294	137.97	32	136.70	10	2.23	32	49.70	368	326.60	304	140.20
風致公園									0	0.00	0	0.00
動植物公園									0	0.00	0	0.00
歴史公園	1	0.25					1	0.25	2	0.50	1	0.25
墓園			1	55.30					1	55.30	0	0.00
その他									0	0.00	0	0.00
②特殊公園 計	1	0.25	1	55.30	0	0.00	1	0.25	3	55.80	1	0.25
広場公園									0	0.00	0	0.00
広域公園									0	0.00	0	0.00
緩衝緑地									0	0.00	0	0.00
都市緑地	37	8.57	15	3.70	1	0.26	3	0.98	56	13.51	38	8.83
緑道	2	1.50							2	1.50	2	1.50
都市林									0	0.00	0	0.00
国の設置によるもの									0	0.00	0	0.00
③広域公園等 計	39	10.07	15	3.70	1	0.26	3	0.98	58	15.01	40	10.33
■都市公園 計	334	148.29	48	195.70	11	2.49	36	50.93	429	397.41	345	150.78
公共施設緑地	96	54.84	63	113.27	5	2.02	63	110.27	227	280.40	101	56.86
■都市公園等 計	430	203.13	111	308.97	16	4.51	99	161.20	656	677.81	446	207.64
民間施設緑地	129	14.26	172	30.48	11	1.25	58	10.51	370	56.50	140	15.51
※条例による施設緑地									0	0.00	0	0.00
■施設緑地 計	559	217.39	283	339.45	27	5.76	157	171.71	1026	734.31	586	223.15
緑地保全地区									0	0.00	0	0.00
風致地区	2	152.18	3	169.07					5	321.25	2	152.18
農振農用地区域				4,792.20				2,077.88	0	6,870.08	0	0.00
河川区域		101.39		646.33		12.17		146.97	0	906.86	0	113.56
保安林区域				71.00		1.63		239.18	0	311.81	0	1.63
地域森林計画対象民有林		0.81		258.19		10.09		280.21	0	549.30	0	10.90
史跡指定	5	2.65	9	10.83			1	0.02	15	13.50	5	2.65
その他法によるもの 計	5	104.85	9	5,778.55	0	23.89	1	2,744.26	15	8,651.55	5	128.74
法によるもの 計	7	257.03	12	5,947.62	0	23.89	1	2,744.26	20	8,972.80	7	280.92
協定によるもの	10	84.89	3	14.51					13	99.40	10	84.89
条例等によるもの	11	1.82	12	3.8	3	1.96	13	3.00	39	10.58	14	3.78
小 計	28	343.74	27	5,965.93	3	25.85	14	2,747.26	72	9,083	31	369.59
■地域制緑地間の重複		3.14		130.26		0.01		1.56	0	134.97	0	3.15
■地域制緑地 計		340.60		5,835.67		25.84		2,745.70	0	8,947.81	0	366.44
■施設・地域制緑地間の重複		72.59		165.26		0.05		8.50	0	246.40	0	72.64
□緑地合計		485.4		6,009.86		31.55		2,908.91	0	9,435.72	0	516.95
人 口 (人)		197,727		78,043		12,287		45,670		333,727		210,014
面 積 (ha)		4,958		9,776		547		12,193		27,474		5,505
緑地の割合 (%)		9.8		61.5		5.8		23.9		34.3		9.4
都市公園の1人当たり面積 (㎡/人)		7.50		25.08		2.03		11.15		11.91		7.18
都市公園等の1人当たり面積 (㎡/人)		10.27		39.59		3.67		35.30		20.31		9.89

データは平成24年度時点。ただし人口は令和3年9月30日時点、公園の箇所数、面積、都市計画区域面積は令和4年1月1日時点を使用。

■地域制緑地現況図

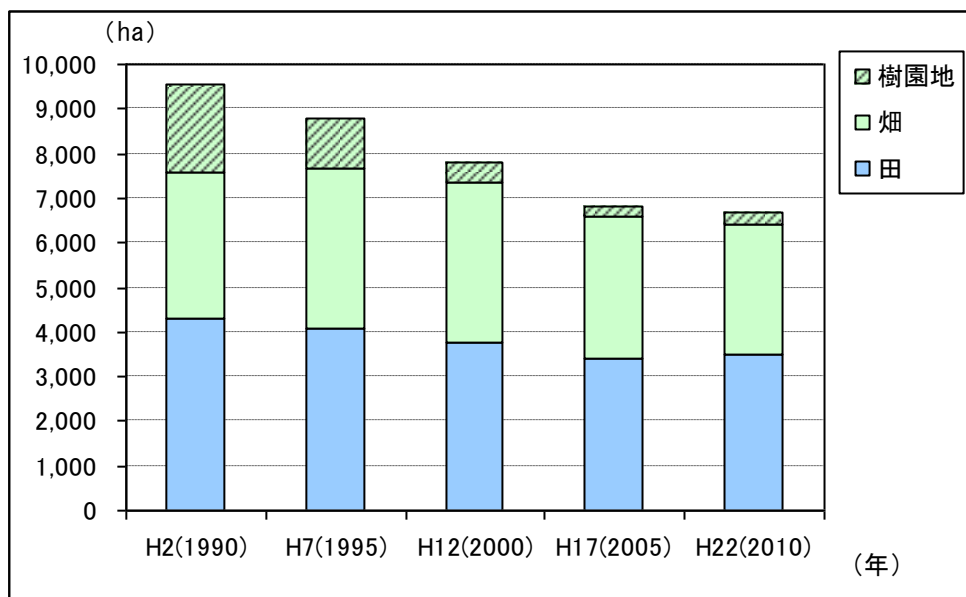


④農地・樹林地の現況

農地（経営耕地^{*}）面積及び林野面積の推移（平成 21（2009）年の富士見村との合併以前の面積は旧前橋市、旧富士見村の合計）を見ると、農地については減少傾向にあり、特に樹園地の減少が目立ちます。

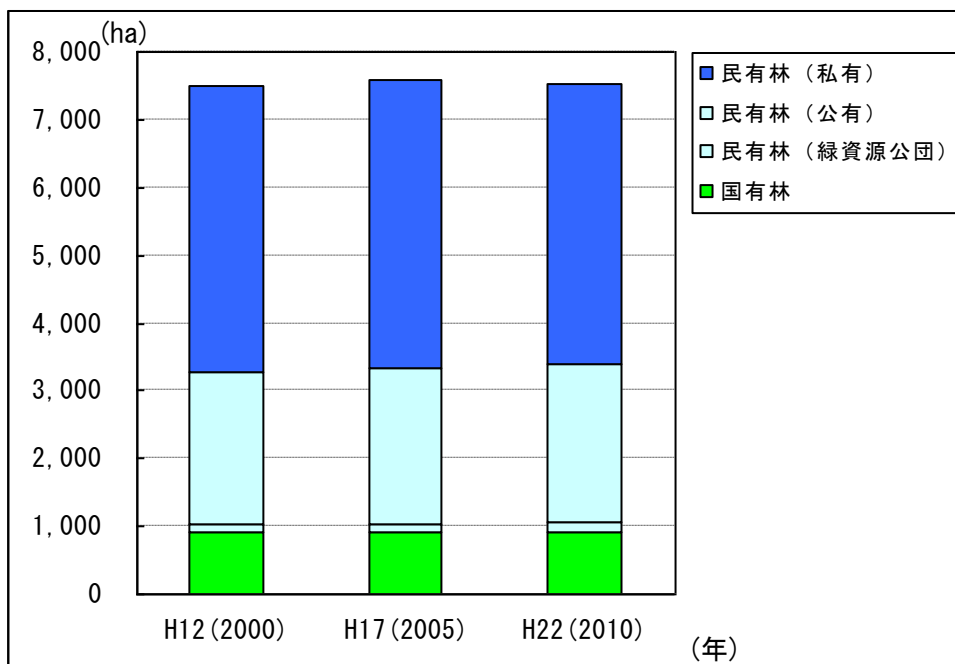
一方、国有林、民有林の面積はほぼ横ばいとなっています。

■農地(経営耕地)面積の推移



出典：世界農林業センサス（平成 2 年、平成 7 年、平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年版）
前橋市統計書 5 農林業（平成 24 年版）

■林野面積の推移



出典：世界農林業センサス（平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年版）

(3) 緑化の現況

① 主な公共施設の緑化現況

緑化（率）の高い浄水場・受水施設※

公共施設における緑化状況は、浄水場・受水施設の緑化率が55.1%で最も高く、逆に中学校の緑化率は7.7%と最も低くなっています。

■ 公共施設の緑化状況

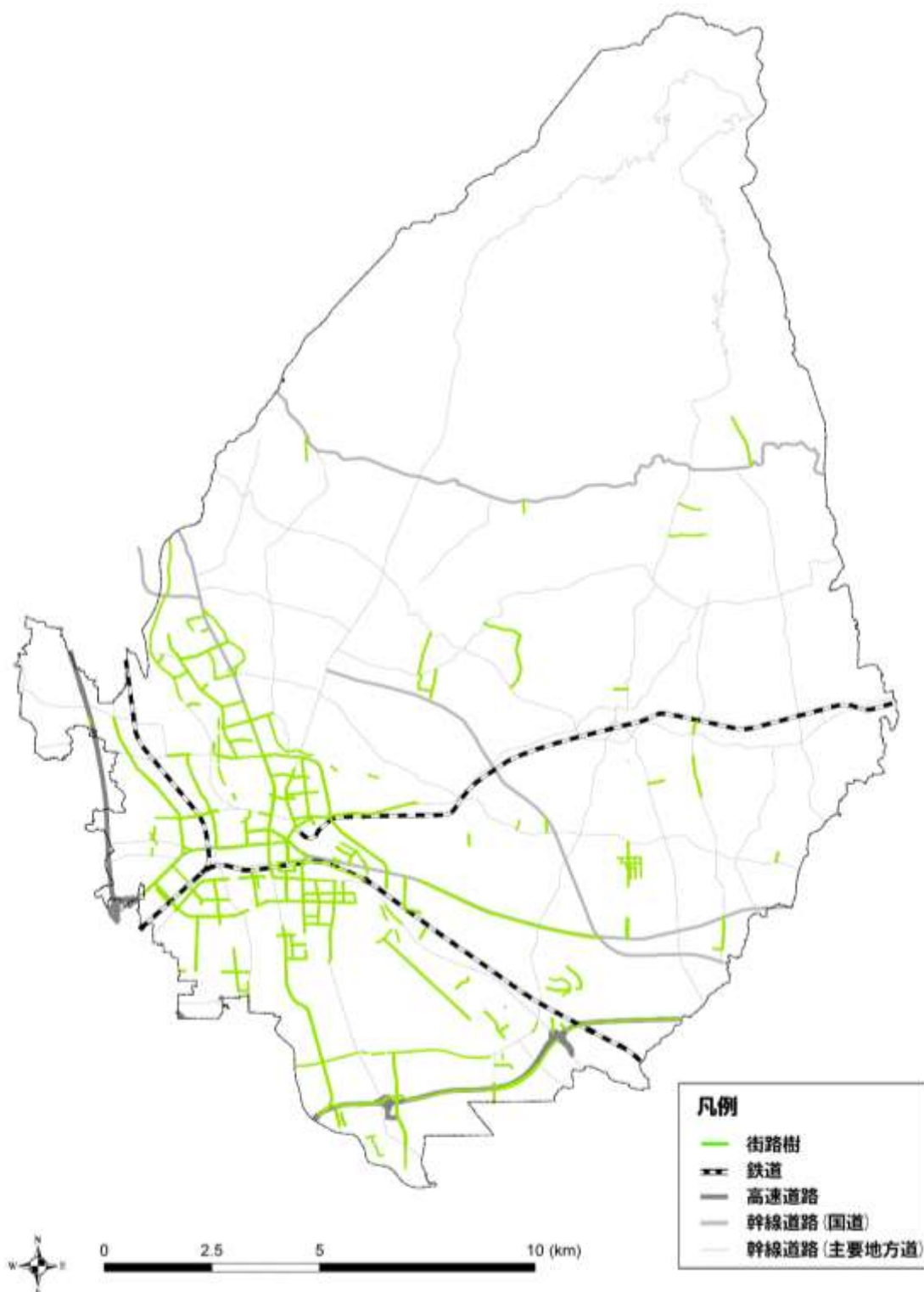
区 分	箇 所	敷地面積 (㎡)	緑地面積 (㎡)	緑化率 (%)
小学校	52	973,864.7	111,297.1	11.4
中学校	25	718,844.2	55,181.3	7.7
高等学校	15	621,445.5	146,263.8	23.5
幼稚園	5	26,475.4	4,116.3	15.5
盲・聾・養護学校	8	101,332.4	22,466.8	22.2
短期大学	6	432,596.4	152,669.0	35.3
大学	6	561,070.2	167,584.3	29.9
市立保育所	23	89,447.5	11,410.6	12.8
浄水場・受水施設	11	123,633.6	68,177.7	55.1
その他の公共公益施設	142	2,653,224.5	940,298.0	35.4

②道路の緑化現況

市内の道路は、国道で 907 本、一般県道で 971 本、主要地方道で 2,099 本、市道で 12,008 本、合計 15,985 本の街路樹が沿道に植栽されています。

樹種別にみると、ハナミズキが 3,351 本で最も多く、次いでイチョウ 2,855 本、サクラ 951 本の順となっています。

■道路緑化現況図



③民有地の緑化現況

緑化協定は 13 地区・99.40ha

緑化協定は、協定地区内における建築物の敷地、構造、用途、形態、意匠、または建築設備などに関する基準を定め、住宅地として良好な環境を維持、増進することを目的とするものです。

平成25(2013)年3月現在、下川淵住宅団地、下大島団地等の13地区、面積99.40ha、戸数2,909戸の住宅地と協定が締結されています。

■緑化協定締結状況

番号	協定名	事業主体	許可年月日	面積 (ha)	戸数 (戸)
1	芳賀北部団地建築並びに緑化協定	前橋工業団地造成組合	S58.11.30	15.42	537
2	細井住宅地区建築協定	民間	S50.6.11	3.18	95
3	上毛開発天川台第18次分譲地建築協定	民間	S50.6.11	3.46	125
4	下川淵住宅団地緑化協定	群馬県企業局	S54.12.26	26.00	616
5	下川第二住宅団地緑化協定	群馬県企業局	S57.9.17	4.00	111
6	下大島団地緑化協定	群馬県住宅供給公社	S58.7.27	9.79	269
7	芳賀東部団地建築並びに緑化協定	前橋工業団地造成組合	S61.1.30	7.52	156
8	城南住宅団地緑化協定	前橋工業団地造成組合	S62.2.2	13.22	510
9	上細井団地建築協定	群馬県住宅供給公社	S62.2.2	4.18	115
10	前橋萱野住宅団地建築並びに緑化協定	群馬県企業局	S62.8.26	9.36	263
11	下大島第二団地緑化協定	群馬県住宅供給公社	S63.9.26	1.98	62
12	清里前原住宅団地建築並びに緑化協定	前橋工業団地造成組合	H2.5.24	1.14	44
13	清里前原住宅団地(第2地区)建築並びに緑化協定	前橋工業団地造成組合	H7.12.31	0.15	6
			合計	99.40	2,909

2 計画改定の背景

2-1 緑を取り巻く社会状況

(1) 国の動向

社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペースのポテンシャルを最大限引き出すことを重視する新たなステージに移行すべきとして以下の重視すべき観点を提示しました。

●緑のストック効果^{*}の向上

緑の多面的な機能（景観形成、気象緩和、生物多様性^{*}保全、防災、レクリエーション、体験・学習・交流、にぎわい等）をまちづくり全体の中で使うこと・活かすことが求められています。

これまでの考え方	これからの考え方
<ul style="list-style-type: none">整備、面積の拡大を重視都市公園の中だけでの発想	<ul style="list-style-type: none">使うこと活かすことを重視都市全体、まちづくり全体の視野での発想

●民との連携促進

地域住民や市民団体などの民の主体とのパートナーシップ、公園運営への民間事業者参入、行政と市民をつなぐコーディネーターの育成など、緑とオープンスペースの利活用の活性化を促進する多様な主体との連携体制構築が求められています。

これまでの考え方	これからの考え方
<ul style="list-style-type: none">行政主体の整備、維持管理	<ul style="list-style-type: none">市民やNPO[*]等の主体的な活動を支援民間施設との積極的な連携官民共創PFI、Park-PFIの活用

●都市公園の柔軟な活用

都市経営の視点からの公園マネジメント、地域特性やニーズに応じた公園整備、公園特性に応じた多様な主体による公園運営など、より柔軟に都市公園を使いこなすための計画と運営が求められています。

これまでの考え方	これからの考え方
<ul style="list-style-type: none">硬直的な都市公園の維持管理の延長での公園運営	<ul style="list-style-type: none">地域との合意に基づく弾力的な運用まちづくりの一環としてのマネジメント長寿命化

(2) 緑に関わる法改正

都市における緑地の保全および緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境形成することを目的に平成29（2017）年6月に都市緑地法等の一部改正が行われました。

◇ 都市緑地法

- 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
- 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充
- 緑化地域^{*}の緑化率最低限度の基準の見直し
- 緑の基本計画の記載事項を拡充（都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み）

◇ 都市公園法

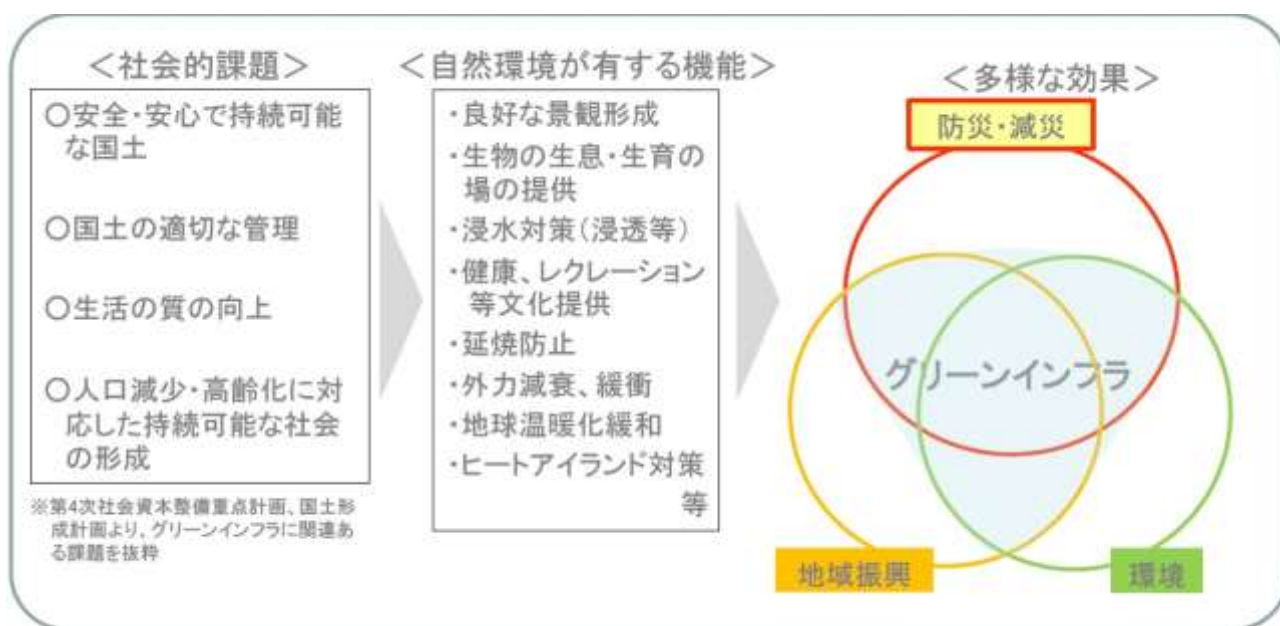
- 保育所等の社会福祉施設を都市公園の占用許可対象に追加
- 民間事業者による公園施設の設置許可期間の延伸公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設
- PFI事業^{*}により整備する公園の設置管理許可期間の延伸

◇ 生産緑地法、都市計画法、建築基準法

- 生産緑地地区の一律500㎡の面積要件を市区町村が条例で引き下げ可能に
- 生産緑地地区内で直売所、農家レストラン^{*}等の設置を可能に
- 新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設（建築規制、農地の開発規制）

(3) グリーンインフラ

グリーンインフラとは、国土形成計画（平成 27 年 8 月閣議決定）において、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものです。第四次社会資本整備重点計画（2015 年 9 月閣議決定）、森林・林業基本計画（2018 年 12 月閣議決定）、国土強靱化基本計画（2018 年 12 月閣議決定）などの様々な文書においてグリーンインフラの推進が位置づけられました。



出典：国土交通省 HP

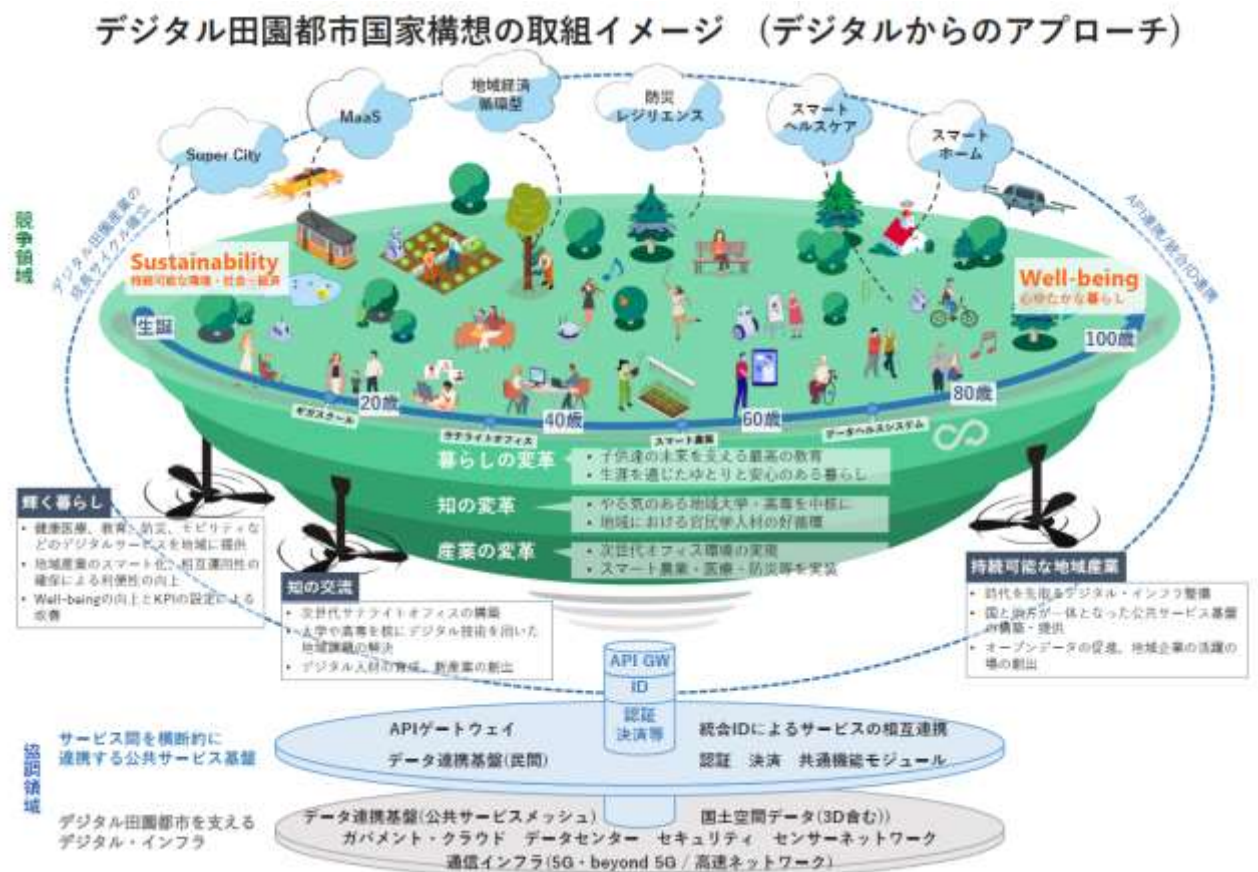
(4) デジタル田園都市国家構想

令和4（2022）年6月にデジタル田園都市国家構想基本方針が、同年12月にデジタル田園都市国家構想総合戦略が閣議決定されました。

地方を中心に、人口減少・少子高齢化、過疎化・東京圏への一極集中、地域産業の空洞化といった課題に直面しています。

地方活性化が求められる中で、デジタルの実装を通じ、地域の社会課題の解決と魅力の向上を図っていくことが重要です。デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方の社会課題の解決、魅力向上のブレイクスルーを実現し、地方活性化を加速させます。

国は地方の取組を支援し、地方は自主的・主体的に構想の実現に向けた取組を推進し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指します。



出典：内閣官房 HP

(5) 国連の持続可能な開発目標

平成 27（2015）年の 9 月、ニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

この目的は、国際社会が令和 12（2030）年までに貧困を撲滅し、持続可能な社会を実現しようとするもので、それに向けて 17 の目標（ゴール）が持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）として設定されました。

この 17 の目標のうち、緑政策に関連するものとしては、「目標 13：気候変動に具体的な対策を」および「目標 15：陸の豊かさを守ろう」が挙げられています。

目標 13 では気候変動とその影響に対処するだけでなく、気候関連の危険や自然災害に対応できるレジリエンス（復元力、強靭さ）を構築するための緊急対策が必要であるとしています。

また目標 15 では森林等の自然の生息地の劣化を食い止め、生物多様性の損失に終止符を打つとしています。



出典：国際連合広報センターHP

2-2 前橋市上位計画や関連計画における緑の位置づけ

■ 第七次前橋市総合計画 2021年度改訂版

- 「水と緑にあふれる豊かな自然環境をはじめとするまちの誇りや可能性を受け継ぎ、磨き育て、新たな価値を生み出しながら、将来を担う子や孫たちの世代に未来への襷として繋いでいく」ことをまちづくりの基本理念とし、将来都市像『新しい価値の創造都市・前橋』の実現を目指しています。
- 「都市的土地利用と自然的土地利用の適正な配置の組合せによる調和の取れた土地利用を推進する」ことを土地利用の方針とし、本市の郊外部においては、自然環境の保全や営農環境と調和した集落形成に努めています。
- 推進計画では、重点施策として「環境配慮型社会の形成」を位置付け、「地球温暖化の抑制、環境負荷を低減した循環型社会の実現により、恵み豊かな自然を活かした良好な生活環境を構築する」ことを目標としています。

■ 前橋市都市計画マスタープラン 2020

- 政策テーマ別構想の中では、生態系^{*}の保全、緑化の推進、都市公園や街路樹の適正配置、親水空間整備、集落のかしぐねや防風林の保全の方針を示しています。
- 分野別構想の土地利用方針の中で、大規模公園等を利用者のニーズに合わせた憩いの空間とする方針が示されています。
- 分野別構想の水と緑の整備・保全の方針の中で「前橋らしい風土を継承する」「緑の豊かさが感じられるまちをつくる」「水と緑を楽しむ文化を広げる」「公園・緑地等の整備・保全方針」が示されています。

■ 前橋市環境基本計画

- 前橋市環境基本計画では、目指すべき将来の「まち」の姿として、5つの環境像を掲げています。その一つが「快適環境の創造」であり、水や緑、歴史等の環境資源が有効に活用され、快適な環境が創出されるまちを目指しています。この実現に向け、水辺空間の保全・改善や緑地の保全・育成などの施策において「前橋市緑の基本計画」と連携して推進することとしています。

■ 前橋市景観計画

- 景観形成方針として、田園風景の継承、古墳・かしぐねといった多様な景観資源の継承、河川景観と湖沼景観の保全、プラタナスやケヤキの並木など地域のランドマークとなる樹木群や大木の保全、前橋の顔としての品格を放つケヤキ通りの再生などをあげています。

2 - 3 市民の緑に対する意識（市民アンケート調査結果）

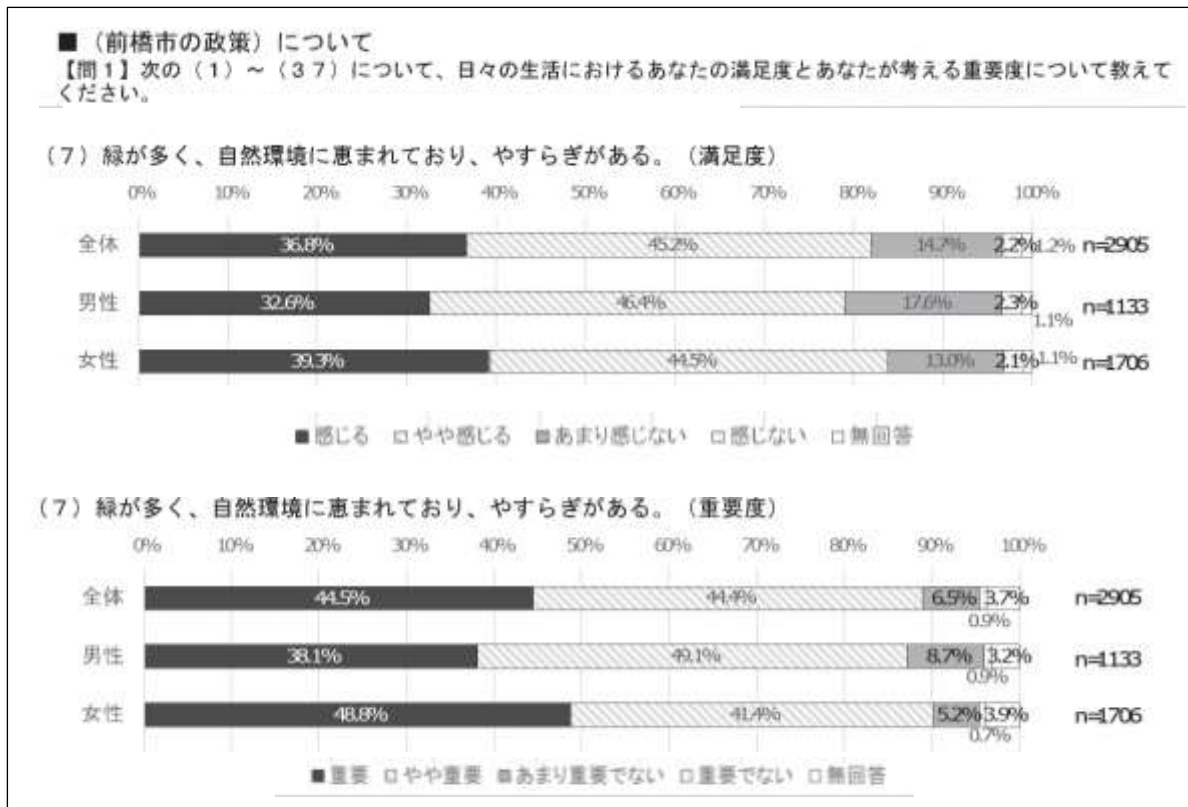
■ 第 17 回市民アンケート調査概要

調 査 期 間	平成 28（2016）年 9 月 1 日～20 日(20 日間)
調 査 対 象 者	15 歳以上の市民 5,000 人
調 査 地 域	前橋市全域
抽 出 方 法	住民基本台帳から地区別、性別、年齢別人口比率を考慮し無作為に抽出
調 査 方 法	郵送による配布、郵送と Web による回収
調 査 項 目	<ul style="list-style-type: none"> • 前橋市の施策についての満足度と重要度を問う項目（①） • 第六次総合計画の分野別計画に関する 6 項目（②～⑦） • 総合満足度を問う項目（⑧） <ul style="list-style-type: none"> ①前橋市の政策について ②暮らしの基盤・安心安全について ③環境との共生について ④健康・福祉について ⑤産業活力について ⑥教育分野について ⑦協働・行政経営について ⑧暮らしやすさについて
回 収 数	2,905 人
回 収 率	58.1%

■ アンケート結果概要（緑に関する項目）

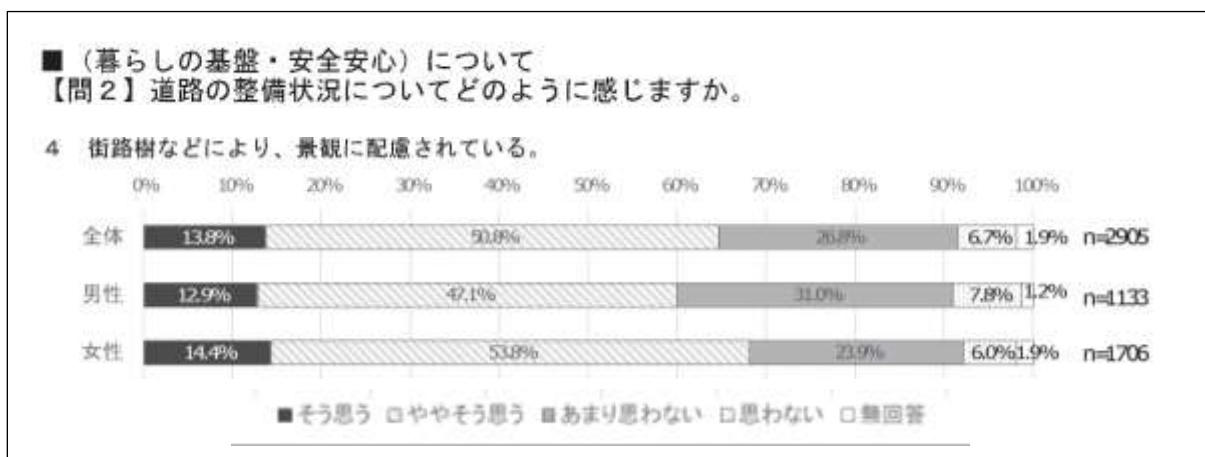
- ・ 緑に関する満足度は高く、重要性も認識している

「緑が多く、自然環境に恵まれており、やすらぎがある」という項目に対する満足度は「感じる」「やや感じる」と答えた人は 82.0%、また重要度は「重要」「やや重要」をあわせると 88.9%となっており、多くの市民は緑に満足しているとともに、重要性を感じています。



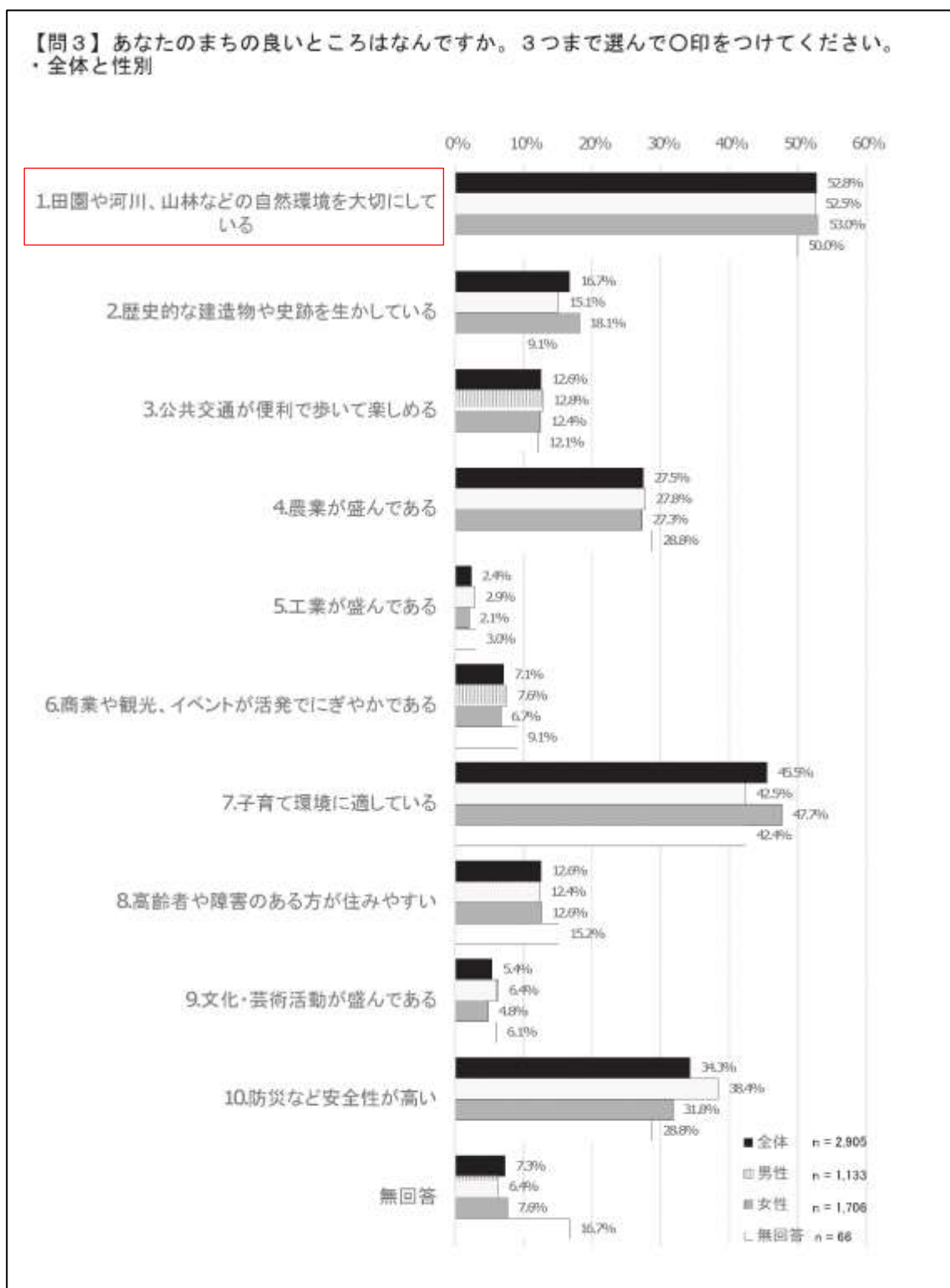
- ・ 街路樹など景観に配慮した緑を実感している

道路の整備状況について、「街路樹などにより景観に配慮されている」という項目に対して、「そう思う」「ややそう思う」と答えたのは 64.6%と高い結果となっています。



- 自然環境を大切にしているまちと感じている

自分のまちの良いところとして、「田園や河川、山林などの自然環境を大切にしている」と回答した人が最も多く52.8%となっています。



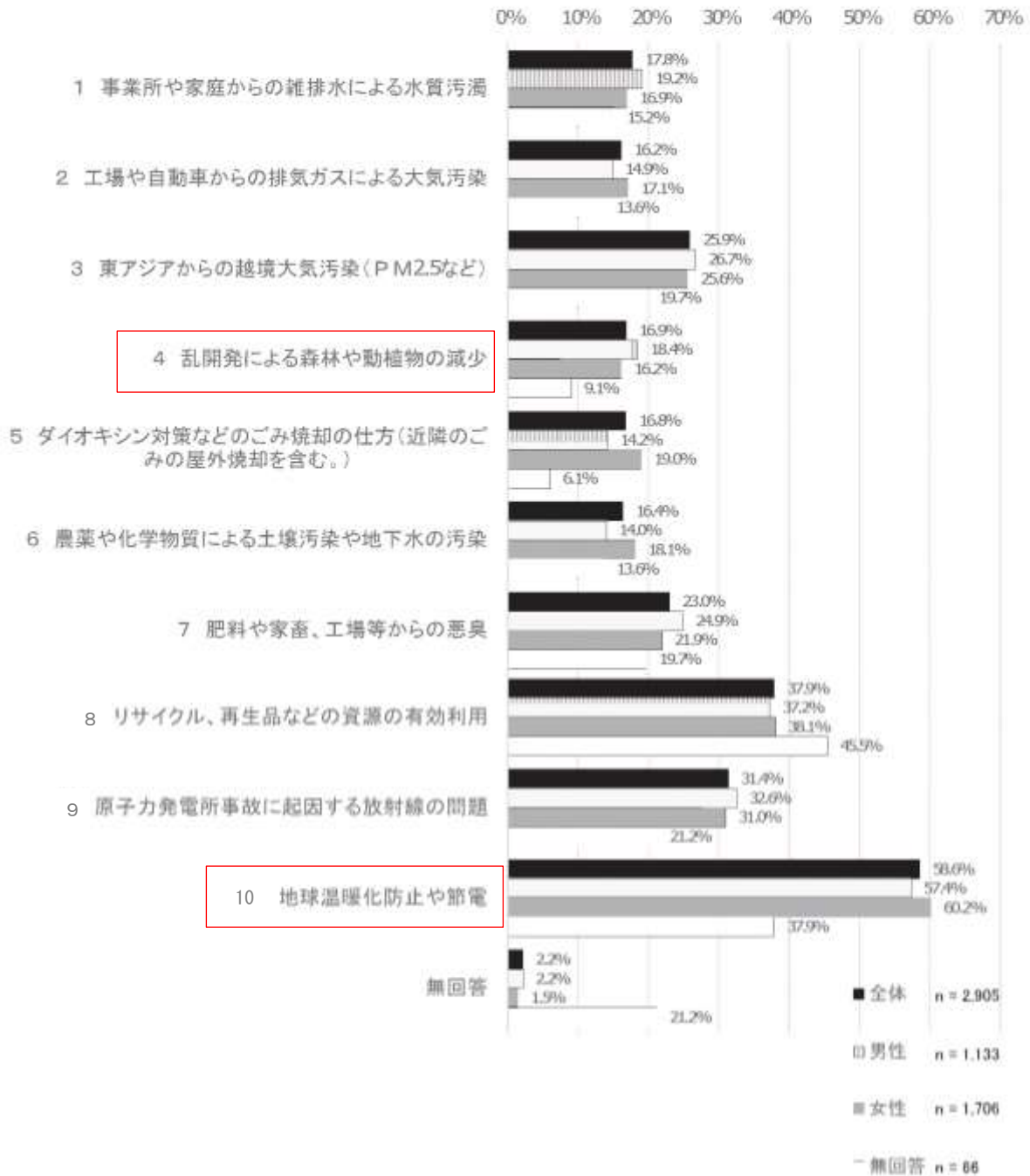
• 地球温暖化[※]への関心が高い

「地球温暖化防止や節電」に関心があると答えた人が 58.6%と最も多くなっています。
 また「乱開発による森林や動植物の減少」は 16.9%となっています。

■（環境との共生）について

【問4】日々の生活における環境問題で、あなた自身が特に関心のあるものは何ですか。
 3つまで選んで○印をつけてください。

・全体と性別



- 道路脇の雑草・樹木の管理、他世代が利用できる公園、緑が多く安らぎのある生活が送れるまちづくりが望まれている。(自由記述)

■ 今後の前橋市のまちづくりについての提案・意見等(自由記述方式)
(※緑に関するものを抜粋)

- 道路脇の雑草の除草、樹木の剪定をしてほしい
- 公園が少ないので子どもから高齢者までが利用できるような公園を作ってほしい
- 緑が多く、空気も水もきれいで、安らぎのある生活が送れるようなまちづくりをしてほしい

3 前計画の評価と計画改定の視点

前行計画についての「評価」と「水と緑のまちをつくる審議会の意見」、「社会動向から見た留意点」を踏まえ、改定の視点を抽出しました。

基本方針1 水と緑の風土づくり

施策	評価	審議委員からの指摘	社会動向から見た留意点
(1) 前橋固有の歴史と風土を形成する水と緑の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> 歴史ある緑の把握は進んでいるが、景観維持、環境保全、観光振興の側面からの適正な管理・更新や活用を進めることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 顔づくり、郷土景観など類似の施策の再整理が必要。 前橋駅北口は、水と緑のまち、県都の駅前として風格ある景観づくりが期待されている。 	<p>【公園緑地のストック効果向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市のシンボルや風格の形成 歴史的な景観の伝承 <p>【民との連携促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民有緑地の管理支援
(2) 郷土景観の骨格を成す水と緑の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> 樹林地は保安林で守られているが、今後どのような樹林地として維持するのか整理が必要。 特別緑地保全地区等の地区指定は緊急度・重要度の精査を行い実施の是非を判断することが必要。 		<p>【自然気象・災害への強靭さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林の防災機能の保全 <p>【生物多様性の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> エコロジカルネットワーク※形成
(3) 都市の変遷を伝える水と緑の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> 前橋の顔づくりに資する水と緑の整備は重要であり、街路樹の更新等も含め施策を継続する必要がある。 		

改定の視点

都市の価値を高める

- 前橋らしい都市の美観、風致を維持するため、品格を放つケヤキ通りや街路樹の適正な更新、広瀬川沿いの環境整備などにより、前橋の顔をつくります。

地域特性の継承

- 社寺林やかかしぐね、多様な河川・湖沼の景観など、前橋の郷土の景観をつくる水と緑を守ります。

基本方針2 水と緑の環境基盤づくり

施策	評価	審議委員からの指摘	社会動向から見た留意点
(1) 市街地の環境を守る水と緑の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> 市街地のあるまとまりある緑地や水辺は、景観維持、環境保全の側面から、保全と適正な管理を促進することが必要。 風致地区等の地区指定は緊急度・重要度の精査を行い実施の是非を判断することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性保全の社会動向を踏まえた計画改定が必要。 産業振興として農地保全だけでなく、農業施設に関する取り組みを入れられないか。 農業の活用に関する施策も入れるべき。 田園部では緑地をゾーニングして管理しないと生き物とのすみ分けができない。 	<p>【公園緑地のストック効果向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑による良好な風致の保全 森林や農地の多面的な活用（観光、教育） <p>【民との連携促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民有緑地の管理支援 <p>【自然気象・災害への強靭さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ヒートアイランド現象※を緩和する緑の保全や緑化 森林の防災機能の保全 <p>【生物多様性の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> エコロジカルネットワーク形成
(2) 市街地をとりまく広大な農地の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> 近年は農地転用の増加や宅地開発、工業団地造成などにより農地が減少しているが、今後も景観、環境、観光、教育などで重要な緑であるため、農政部局と連携し保全・活用を進めることが必要。 		
(3) 赤城山麓の多様な水と緑の保全・再生・活用	<ul style="list-style-type: none"> 樹林地は保安林で守られているが、今後どのような樹林地として維持するのか整理が必要。 生態系ネットワーク※は、部分的なビオトープ※整備は進んでいるが、野生鳥獣害対策も考慮しながら広域的な自然環境のつながりを守っていくことが必要。 		

改定の視点

都市の価値を高める

- 市街地のまとまりある緑や周辺にひろがる農地は、都市の環境保全や景観形成やレクリエーション、教育など、市民の豊かな暮らしに役立つ資産として保全・活用を進めます。

地域特性の継承

- 前橋市の豊かな地域文化の形成、レクリエーションの場、生き物とのふれあい等、市民に恩恵を提供してきた生物多様性を守ります。

民との連携強化

- 民有地の緑を前橋の資産として、官民連携で守り育みます。

基本方針3 水と緑の生活空間づくり

施策	評価	審議委員からの指摘	社会動向から見た留意点
(1) 身近な水と緑のふれあいの場の整備	<ul style="list-style-type: none"> 公園整備は着実に進んできたが、今後は現在の公園利用ニーズに応じた現状施設の更新や機能再編に重点を置いて取り組むことが必要。 市民緑地の整備など民の資源を活かしたオープンスペースの確保の検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園は維持管理だけでなく、活用面から運営の魅力を高める。 民間事業者が収益を上げて質の高い管理ができる公園の導入。 市街地の緑のネットワーク形成が必要。 増やすだけでなく維持管理・更新が重要。 散歩や自転車など健康まちづくりが必要。 自然気象・災害への対応は重要。 	<p>【公園緑地のストック効果向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな公園利用ニーズにあった公園機能の更新 <p>【民との連携促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民との協働による緑創出・管理
(2) 緑の拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> 今後、一般財源だけで拠点公園を整備することは困難であるため、Park-PFI※など新たな制度を活用した公園整備も必要。 		<p>【都市公園の柔軟な活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な主体による公園運営 市民緑地の整備
(3) 水と緑と花のある市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> 新たな緑化重点地区※についての計画はないが、今後も関連部局と連携して必要に応じ検討する。 緑の適正な管理（保全・更新）により緑の質の維持・向上を図っていくことが必要。 		<p>【自然気象・災害への強靭さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ヒートアイランド現象を緩和する緑化 災害時の一時避難場所、避難路の安全性確保
(4) 水と緑の散歩道ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> 景観まちづくりや観光まちづくりと連携し、市内に点在する緑の資源を活かす魅力あるスポット整備とネットワーク化が必要。 		<p>【生物多様性の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> 街中のエコアップ
(5) 公園・道路の緑による安全なまちの形成	<ul style="list-style-type: none"> 災害に強いまちづくりとして、今後も公園の施設更新とあわせ、継続的に防災機能を高めていくことが必要。 		
(6) 震災等の教訓に学ぶ防災ネットワークの形成			

改定の視点

<p>都市の価値を高める</p> <ul style="list-style-type: none"> 今ある緑を適正に管理（保全・更新）し、質の高い緑を維持します。 緑をレクリエーション、健康づくり、子育て、防災、にぎわいづくりなど多様なまちづくりに活かします。 <p>都市公園の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園ごとの特性や地域のニーズに合わせて公園を再整備します。 拠点的な公園は Park-PFI などの手法を通じて民間活力を発揮しやすい状況を整えて、まちのにぎわいづくりに活かします。 <p>民との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 民有地の緑化推進、民有地のオープンスペースとしての利用など、緑の保全・創出・更新にあたり官民連携を促進します。
--

基本方針4 水と緑のしくみづくり

施策	評価	審議委員からの指摘	社会動向から見た留意点
(1) 協働による水と緑のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 今後も公園愛護会活動を推進するが、都市緑地法「緑の担い手として民間主体を指定する制度」の活用など新たな担い手育成が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> オープンガーデン※ コンテストなど、緑化意欲を増すしかけが必要。 子どもの教育が重要である。 産官学民連携の視点ががあると良い。 	【民との連携促進】 <ul style="list-style-type: none"> 多様な主体による緑のまちづくりと管理運営 緑の情報の共有 緑のサポーターの育成 都市緑地法の新たな緑の担い手制度の活用
(2) 水と緑を育む意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> 啓発活動は各種実施しており、市民に「水と緑のまち」という認識が浸透しているが、今後も引き続き啓発活動は必要。特に子どもや緑に関心の低い市民に緑の価値を伝える活動が重要。 		
(3) 水と緑の活動を支える人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 官民連携で緑のまちづくりを推進するため引き続き人材育成が必要だが、「みどりのインストラクター※」については、群馬県が行っている「緑のインタープリター※」との関連を整理が必要。 		
(4) 水と緑のまちづくりを支える制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 緑化マニュアルの整備などは必要だが条例や基金などの制度創出は困難。 産官学民連携など、前橋市の人材・組織を活かした官民連携体制構築が重要。 		

改定の視点

民との連携強化

- ボランティアだけでなく、市民団体との協働、事業者のCSR活動※、大学との連携など、産官学民で緑のまちづくりを推進します。

緑の価値の共有

- 子どもや緑に関心の低い市民に緑の価値を伝えます。
- さまざまな機会を通じて日常生活における緑との関わりを深めます。

第2章

計画の基本方針

- 1 計画のテーマと方針
- 2 緑の将来構造
- 3 公園整備方針

第2章 計画の基本方針

1 計画のテーマと方針

本計画の上位計画である「第七次前橋市総合計画」では、「水と緑にあふれる豊かな自然環境をはじめとするまちの誇りや可能性を受け継ぎ、磨き育て、新たな価値を生み出しながら、将来を担う子や孫たちの世代に未来への襷として繋いでいく」ことをまちづくりの基本理念とし、将来都市像『新しい価値の創造都市・前橋』の実現を目指しています。

本計画では、計画テーマを『水と緑でめぶく前橋』と設定し、第七次前橋市総合計画の趣旨を踏まえて各種施策の推進に努めます。

この計画のテーマのもと、“前橋らしい風土を継承する”、“緑の豊かさが感じられるまちをつくる”、“水と緑を楽しむ文化を広げる”を基本方針として施策を展開します。

第七次前橋市総合計画

将来都市像：新しい価値の創造都市・前橋

将来都市像の実現

緑の基本計画

計画テーマ：水と緑でめぶく前橋

基本方針 1

前橋らしい風土を継承する

基本方針 2

緑の豊かさが感じられるまちをつくる

基本方針 3

水と緑を楽しむ文化を広げる

基本方針1 前橋らしい風土を継承する

前橋市には、城下町、県都の風格を伝えるまちの水と緑、郷土の生業や生活文化に根ざした水と緑、前橋固有の生き物の生息・生育地となる水と緑など、多様な水と緑があります。

これらの水と緑は、市民や来訪者に前橋らしさを感じさせる前橋市の骨格的・基盤的な水と緑です。

前橋らしい風土を感じさせる水と緑を守り、育て、次世代に継承します。



基本方針2 緑の豊かさが感じられるまちをつくる

水と緑に恵まれた前橋市は、公園や河川、緑道をはじめ市街地のなかでも、身近に水、緑、花があふれています。

一方、これからのまちづくりにおいては、多様な市民生活や社会経済活動を支えていくため公園、広場、緑地等の社会資本について、景観や環境、防災、体験・学習・交流、にぎわいなどの多面的な機能の発揮が求められています。

市民が暮らしの中で、水、緑、花の豊かさや恵みを実感できるまちづくりを目指し、今ある公園や緑地の再生や新たな魅力ある緑の創出に努めます。



基本方針3 水と緑を楽しむ文化を広げる

前橋市では昭和 29（1954）年に敷島公園に公園愛護会が結成されたことをはじめ、芝桜を植栽する市民活動、「水辺の楽校」プロジェクト、棚田の維持・保全など、水と緑を楽しむ、守り、育てる多様な協働が行われてきました。

今後も豊かな水と緑を育むためには、行政だけでなく、市民や民間事業者等との官民連携を一層加速することが必要です。

このため、子どもや多くの市民の水と緑への関心を高め、水と緑の魅力や価値を伝え、緑のまちづくりを推進する意義を共有しながら、官民連携の輪を広げます。

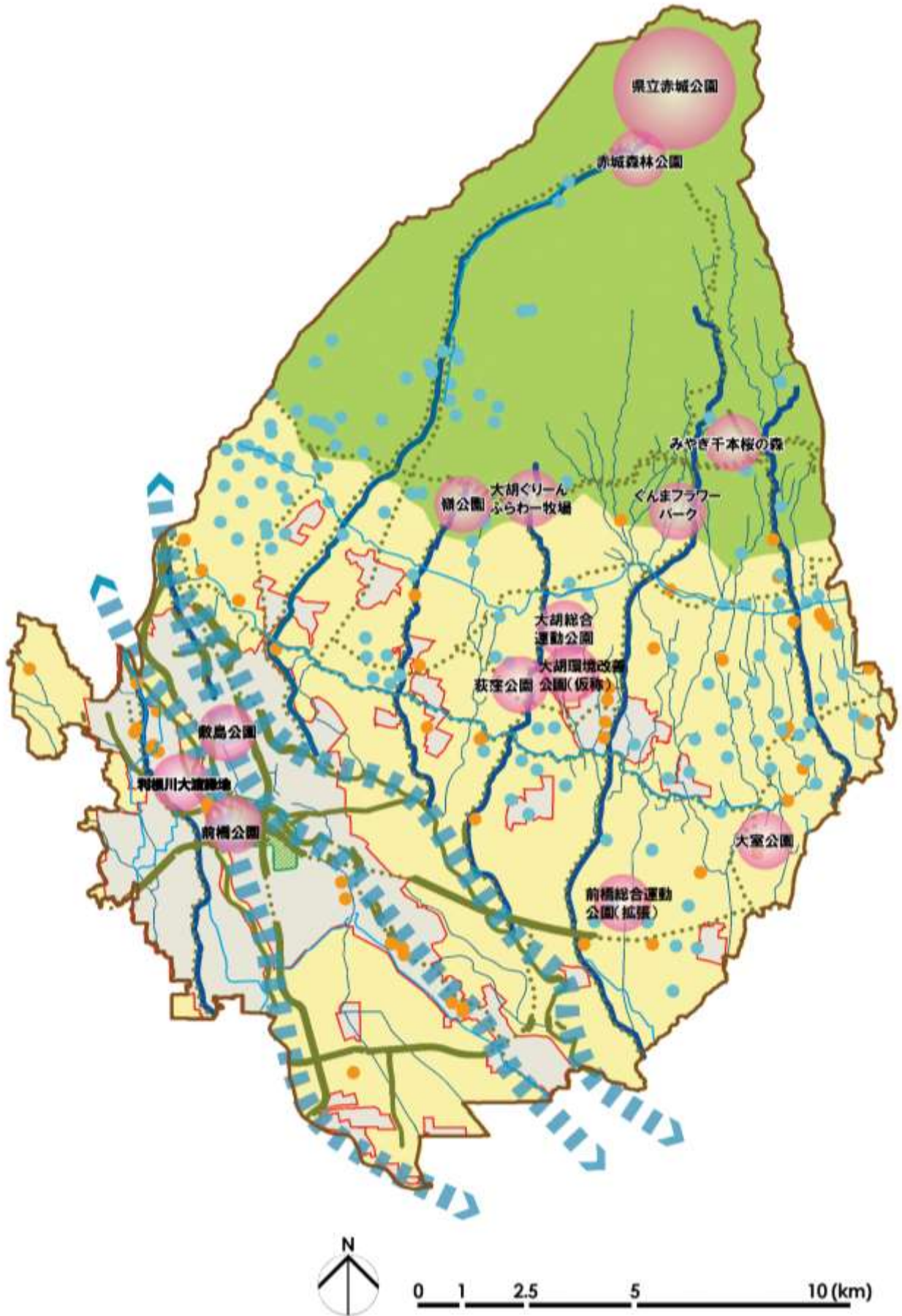


2 緑の将来構造

基本方針に基づく施策を展開することで将来にわたって守り、育んでいく緑の将来構造を以下のとおり設定します。

基本方針	要素	配置方針	凡例
基本方針1 前橋らしい 風土を継承 する	風格ある県都の顔 をつくる水と緑	<ul style="list-style-type: none"> 前橋駅前周辺や県庁・前橋公園・市役所地区の緑化重点地区を中心に県都の顔をつくります。 	 緑化重点地区
	郷土の風景を守る 水と緑	<ul style="list-style-type: none"> 田園部の農環境や古墳や史跡など歴史的文化財と一体となった緑を保全・活用し、郷土の風景を守ります。 	 市街地周辺の田園  社寺林・古墳
	生物多様性を守る 水と緑	<ul style="list-style-type: none"> 赤城山麓の樹林地や生態系の骨格を成す河川とその周辺の緑を保全し生物多様性を守ります。 	 赤城山麓の樹林地  市街地周辺の田園  骨格となる水の緑の軸  河川  農業用水  ため池
基本方針2 緑の豊かさ が感じられ るまちをつ くる	緑豊かなまち（市 街地）	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の緑化や緑の保全・更新を進め快適で安全なまちをつくります。 	 緑豊かな市街地
	にぎわいある公園 緑地	<ul style="list-style-type: none"> シンボルとなる緑の拠点の形成や新たな公園利用ニーズにあった身近な公園の再整備によりにぎわいある公園緑地をつくります。 	 緑の拠点となる公園
	水と緑を巡る回廊	<ul style="list-style-type: none"> 水と緑の資源を活かした観光や健康づくりを楽しむ散歩道のルートをつくります。 	 既設散歩道・街路樹  計画散歩道・街路樹
基本方針3 水と緑を楽 しむ文化を 広げる	水と緑への関心を 高める	<ul style="list-style-type: none"> 水と緑を楽しむ活動を市全域で展開します。 	 水と緑を楽しむ文化を広げる（市全域）
	暮らしの中の水と 緑との関わり深め る		
	水と緑を育む仲間 を増やす		

■緑の将来構造図



3 公園整備方針

基本方針及び緑の配置方針を踏まえ、以下の方針に基づき公園整備を進めます。

総合公園※

菟窪公園は、本市の中心市街地より約7kmほど東北方向に離れた場所に位置しており、環境改善と地域のニーズに合った公園づくりを基本理念とし、自然とのふれあい、健康づくり、コミュニティづくりを計画テーマとして、現況の環境資源を生かした整備を平成14（2002）年度より推進しています。

平成17（2005）年度より整備を進めてきた「ふれあいゾーン（東・西地区）」に「県道南ゾーン」を加えることにより、一体的な整備と既存の自然や花木等の自然要素を活かし、市民の多様なニーズに対応できる空間を創出することで、来園者の交流・憩いの場を充実させます。

運動公園※

前橋総合運動公園は、北関東自動車道駒形インターチェンジに隣接しており、上武国道や国道50号などを骨格とした道路網が形成されています。

既存施設である前橋総合運動公園は、前橋市地域防災計画における防災物流拠点として位置づけされているとともに、本市のスポーツ振興、健康増進の中心施設として建設された運動公園です。

前橋総合運動公園拡張事業は、既存施設で不足していた補助競技場及び駐車場の整備を行い、施設の充実を図り、併せて地域の広域避難地として整備を行う計画で、平成25（2013）年度より事業を開始しています。

敷島公園は、今後、改修等が行われる際には、県と市共同で策定している敷島グランドデザイン（案）と整合を図りながら進めます。

特殊公園※

建設発生土の処分場として、群馬県が受入を行っている堀越町の市有地について、地元からの要望を考慮し、民間活用を視野に入れ、大胡環境改善公園（仮称）を検討します。

住区基幹公園

街区公園※、近隣公園※、地区公園※は住区への均衡ある配置と、公園施設長寿命化計画及び都市公園バリアフリー化計画による既存施設の改修を進め、市民の身近な公園の利用環境と魅力を高めます。

身近な公園として、災害時の一次避難場所としての機能や大雪時の雪置き場機能を検討します。

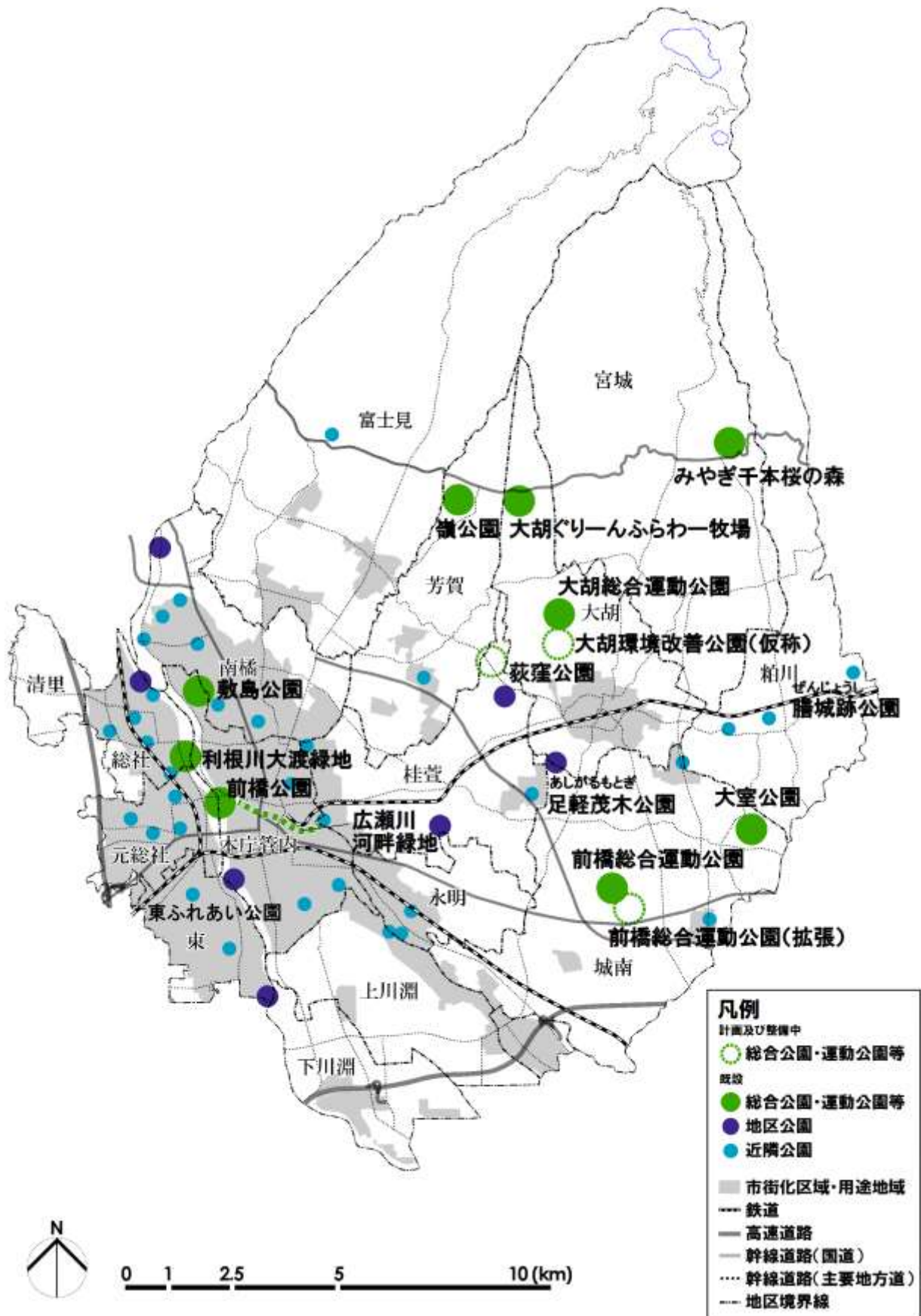
また、開発行為で住民が増えている地区では、子育て支援として公園の需要が喫緊の課題であり、利便性の低い小規模な開発公園等の集約・再編により、地域の実情や公園利用者の

ニーズに合った公園づくりを進め、併せて維持管理費用の抑制等、公園のストック効果の向上を図ります。

その他

- ・今後整備を計画する公園または既存の公園については PFI 及び Park-PFI を検討し整備を行います。
- ・地域の独自性を活かすスローシティの理念の実現のため、赤城南麓のブランド力を高めるような取り組み（例：市民農園やグリーンインフラの活用等）をスローシティエリアにある公園（荻窪公園や大胡ぐりーんふらわー牧場、みやぎ千本桜の森公園等）で進めます。

■公園整備方針図



第3章

計画実現のための施策 (後期実施計画)

- 1 施策体系図
- 2 推進施策
- 3 施策の評価

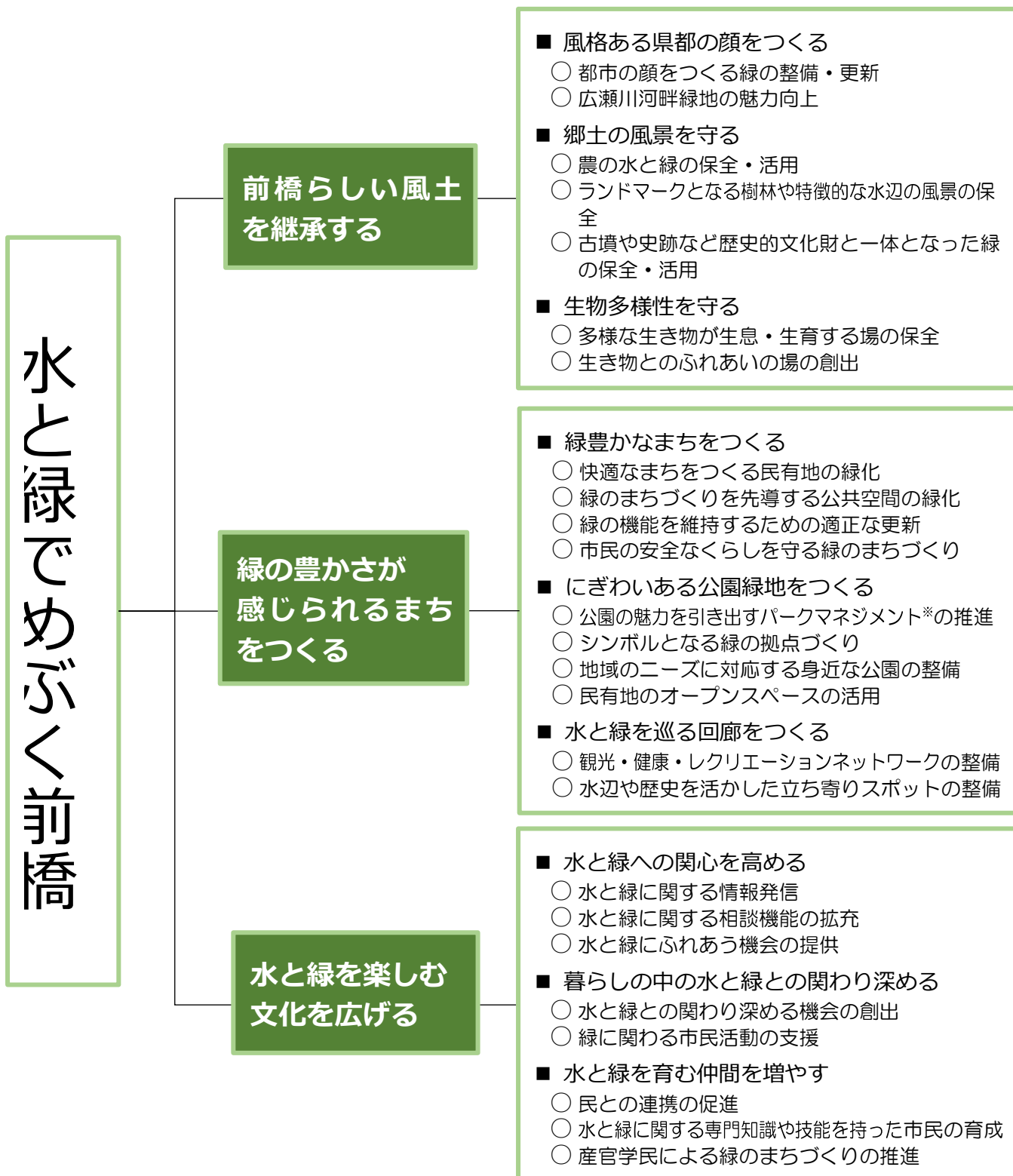
第3章 計画実現のための施策

1 施策体系図

<計画テーマ>

<基本方針>

< 施 策 >



2 推進施策

本計画のテーマのもと、「前橋らしい風土を継承する」、「緑の豊かさが感じられるまちをつくる」、「水と緑を楽しむ文化を広げる」の3つの基本方針で施策を展開します。

2-1 前橋らしい風土を継承する

(1) 風格ある県都の顔をつくる

前橋の市街地は、郊外の農村部に比べまとまりある緑が少ない地域ですが、一方で、群馬県や市の顔となる県庁や市役所、まちの玄関口となる前橋駅が立地する中、第二次世界大戦の戦災復興事業として整備されたふるさとのケヤキ並木や市民に長く親しまれてきた広瀬川などの水と緑が、県都前橋の顔として多くの人々の目にふれられてきました。

今後も緑化重点地区制度の活用や広瀬川の魅力づくりなど、さまざまな手法によって風格ある県都の顔づくりを進めます。

① 都市の顔をつくる緑の整備・更新

(施策1) ふるさとのケヤキ並木、敷島・田口の桜並木といった前橋を代表する街路樹の適切な更新により良好な緑の街路景観を維持します。(関連部局：公園管理事務所・都市計画課)

(施策2) 前橋駅前周辺と県庁・前橋公園・市役所周辺を緑化重点地区とし、公園緑地事業などの公共事業、民有地を支援する事業など、実施が遅れている緑化事業を推進します。(関連部局：公園緑地課・市街地整備課)

(施策3) 前橋駅北口は水と緑のまち、群馬県の県庁所在地の駅前として、風格ある緑の景観づくりを進めます。その他の駅周辺についても市民や鉄道会社、商店街と連携し、駅周辺緑化による地域の顔づくりを進めます。(関連部局：公園緑地課・にぎわい商業課・市街地整備課・都市計画課)

② 広瀬川河畔緑地の魅力向上

(施策4) 広瀬川河畔の緑地と市道の一体的な整備などにより、市民や来街者が集える水辺空間を再生します。(関連部局：公園緑地課・市街地整備課・観光政策課)

(2) 郷土の風景を守る

前橋市の広大な農地は、単に市街地へ資源を供給する生産機能だけではなく、農業生産都市の歴史を伝える郷土景観の重要な構成要素となっています。

また、前橋固有の歴史を伝え風土を感じさせる緑として、市内に点在する社寺林、かしぐねなどの屋敷林、周囲の緑と一体となった古墳や史跡、歴史ある用水などがあります。

これら前橋固有の風土を形成し、郷土景観の基盤となる水と緑を保全、継承します。

① 農の水と緑の保全・活用

(施策5) 農業体験や植林体験、農産物加工体験など、農の資源を活用し赤城山ツーリズムのひとつとして展開します。(関連部局：農政課)

(施策6) 天狗岩用水、五千石用水、大正用水など歴史ある農業用水を活用し、用水路に沿った散歩道をつくります。(関連部局：各土地改良区・文化財保護課)

② ランドマークとなる樹林や特徴的な水辺の風景の保全

(施策7) 前橋固有の歴史を伝える社寺林、かしぐね、屋敷林を、「保存樹木[※]等」として保全指定を進めるとともに、市民が集うオープンスペースとして、市民参加型で保全・活用を進めます。(関連部局：公園緑地課・都市計画課)

(施策8) 参道に並ぶツツジ並木、松並木などランドマークとなる印象的な樹木群や大木は、印象的な美しい風景をつくりだす大切な要素として保全します。(関連部局：都市計画課・宮城支所)

(施策9) 利根川、広瀬川、桃ノ木川をはじめとする多くの河川や治水のために作られた人工河川、また赤城山の大沼、小沼など湖沼の自然環境を保全するとともに、河川や湖のほとり、橋からの田園風景や山並みの眺めを保全します。(関連部局：都市計画課・道路建設課)

③ 古墳や史跡など歴史的文化的文化財と一体となった緑の保全・活用

(施策10) 地域のランドマークとなる古墳周辺の雑木林を保全するとともに、古墳を活用したオープンスペースを整備します。(関連部局：公園緑地課・文化財保護課)

(施策11) 古道など散策路としての活用を進めます。(関連部局：文化財保護課)

(3) 生物多様性を守る

赤城山麓に広がる農村部には、二次林^{*}が主体の樹林地や農地、中小河川、ため池といった多様な水と緑が残されています。また、利根川は広大な河川空間の両岸に河岸段丘^{*}の緑が連なり、景観軸、生態系のつながりという側面からも重要な緑となっています。

これらの多様な自然的環境を生物の生息・生育空間として保全しつつ、市民の理解のもと野生鳥獣害対策も考慮した持続可能な形での利用を進めます。

① 多様な生き物が生息・生育する場の保全

(施策 12) 赤城山麓の森林には、水源かん養機能^{*}、山地災害防止機能、生活環境保全機能等とともに生物の生息・生育空間のとしての機能も有しています。これら森林の持つ多様な機能の発揮のため、森林整備を進めます。(関連部局：環境森林課)

(施策 13) 森を守る大切さと楽しさを実感できるよう、下草刈りや間伐、森の中の自然や生物の観察などの体験活動を支援します。(関連部局：環境森林課)

(施策 14) 利根川の蛇行により形成された河岸段丘沿いの緑を守るため、風致地区の緑を保全に努めるとともに特別緑地保全地区や市民緑地の指定を検討します。(関連部局：公園緑地課・都市計画課)

(施策 15) 市内の多様・希少な生き物の生息地・生育地の調査・把握を継続的に行います。(関連部局：環境森林課・農村整備課)

(施策 16) ため池や用水路、市街地を流れる水路等の施設を再整備し、水辺の環境改善を図り、生態系ネットワークの形成を進めます。(関連部局：農村整備課・道路建設課)

② 生き物とのふれあいの場の創出

(施策 17) 子ども達の環境学習^{*}のため河川を活用する「水辺の^{がっこう}楽校」を支援します。(関連部局：学校教育課・公園緑地課)

(施策 18) 学校ビオトープ、都市公園でのビオトープの整備・保全をします。(関連部局：学校教育課・公園管理事務所)

2-2 緑の豊かさが感じられるまちをつくる

(1) 緑豊かなまちをつくる

前橋の市街地は郊外の農村部に比べまとまりある緑が少ない地域ですが、まちの緑は景観にうるおいを与えるとともに、自然とのふれあい、防災性向上やヒートアイランド現象の緩和、大気浄化など様々な機能を持っています。

市民の健康的で心豊かな生活や安全・安心な生活を支える身近なまちの緑を積極的に創出するとともに、良好な状態が保たれるよう適切に管理します。

① 快適なまちをつくる民有地の緑化

(施策 19) 住宅地では、生垣づくり助成、記念樹配布、花のあるまちづくり、緑化協定締結などを実施し、緑豊かな生活環境の形成を推進します。(関連部局：公園緑地課)

(施策 20) 工場などの敷地内の緑化を推進します。(関連部局：公園緑地課)

(施策 21) 居心地の良い商店街づくりとして、商店街の花や緑による緑化を促進し、地域振興を図ります。(関連部局：公園緑地課・にぎわい商業課)

② 緑のまちづくりを先導する公共空間の緑化

(施策 22) 街路樹による沿道緑化、沿道の飾花を進める「花のみちづくり」等を進め、快適な緑のネットワークを形成します。(関連部局：公園管理事務所・道路建設課・公園緑地課・区画整理課・市街地整備課)

(施策 23) 市役所、保健所等の公共施設の緑化を推進するとともに、グリーンインフラを活用した都市型水害対策等を行います。(関連部局：公園緑地課)

(施策 24) 緑地面積の比率や緑化方法を指定し、道路、学校、公共施設の緑化指針である「公共施設緑化マニュアル」を検討します。(関連部局：道路建設課・教育施設課・公園緑地課)

(施策 25) 地域の環境保全、子どもたちの環境教育等の観点から、学校ビオトープ、学校の森づくり、みどりのカーテン^{*}、校庭芝生化などの緑化を推進し、学校を地域の緑の拠点とします。(関連部局：教育施設課)

③ 緑の機能を維持するための適正な更新

(施策 26) 市街地の街路樹は、木の適性と植栽地条件を踏まえ「(仮称)街路樹更新計画」を策定し、整備と更新を進めます。(関連部局：公園管理事務所・道路建設課)

(施策 27) 道路に街路樹の名前を冠した愛称の導入を検討します。(関連部局：道路管理課)

④ 市民の安全な暮らしを守る緑のまちづくり

(施策 28) 前橋市地域防災計画で防災拠点に位置づけられている前橋総合運動公園を物流、活動拠点や指定緊急避難場所として拡張整備を進めます。(関連部局：公園緑地課)

(施策 29) 歩いていける身近な公園や既設の都市基幹公園^{*}などは、指定緊急避難場所として防火水槽、防災トイレの設置などや、グリーンインフラの活用により防災機能に留意した整備を検討します。(関連部局：公園緑地課)

(施策 30) 幹線道路の緑化を進めるとともに、ブロック塀の生垣化など、避難路の安全性を高めます。(関連部局：公園緑地課・市街地整備課・区画整理課)

(2) にぎわいある公園緑地をつくる

市民の生活空間に隣接した公園や広場は、市民が身近に水と緑にふれあえる場であり、レクリエーションや子育てなど日常的な活動の場となっています。

このため、継続的に公園の価値を高めるパークマネジメントの考え方を導入し、前橋公園や敷島公園等の総合公園や大胡ぐりーんふらわー牧場などの大規模な公園関連施設は、地域活性化に寄与するため、民間活力の導入など公園活性化の取組みを進めます。また、街区公園等の住区基幹公園は、新たな市民のニーズに合わせた機能再編や再整備・運営を進めます。

① 公園の魅力を引き出すパークマネジメントの推進

(施策 31) 従来の画一的な公園管理の枠組みを広げ、市民が愛着をもち、利用しやすい公園としていくため、「パークマネジメント」の考え方に基づいた管理運営を行います。(関連部局：公園緑地課・公園管理事務所・市街地整備課)

② シンボルとなる緑の拠点づくり

(施策 32) 公園規模が大きく公共交通の利便性が良い公園等については、公園利用者数の増加も期待できることから、民間のアイデアを活かした公園の活性化など、新たな利活用を検討します。(関連部局：公園緑地課・公園管理事務所)

(施策 33) 質の高い公園の管理運営を行うため、民間事業者と協働し、利用者のニーズに対応し、収益性が見込める施設を導入するなど、魅力向上のための方策を検討します。(関連部局：公園緑地課・市街地整備課・公園管理事務所)

③ 地域のニーズに対応する身近な公園の整備

(施策 34) 合併により公園緑地のストックは増加していますが、老朽化した施設もあります。補修・更新が必要な公園施設は、長寿命化計画にもとづき維持管理していきます。(関連部局：公園管理事務所)

(施策 35) 公園の新設・再整備にあたっては、画一的な機能を持った公園を整備するのではなく、近隣住民のニーズを踏まえながら各々の公園に特色を持たせた機能分担を行います。(関連部局：公園緑地課・市街地整備課)

(施策 36) 少子高齢化に対応し、誰でも公園を利用できるようにユニバーサルデザイン[※]に配慮した公園の整備を進めます。(関連部局：公園緑地課・公園管理事務所)

④ 民有地のオープンスペースの活用

(施策37) 公園不足地域等において公園と同等の緑地空間を創出するため、商店街における空地などについて、民間主体による市民緑地の整備を進めます。(関連部局：公園緑地課・市街地整備課)

(3) 水と緑を巡る回廊をつくる

市内には水と緑に関する名所や眺望スポットなどの多様な資源が点在しています。また、既存の緑道や自転車道など、広域的なレクリエーションネットワークも整備されています。

こうした市内の水と緑の資源を観光ルート、ウォーキング、サイクリング等に活用できるようにスポット整備とネットワーク化を進め、地域振興や健康づくりに役立てます。

① 観光・健康・レクリエーションネットワークの整備

(施策 38) 赤城山がつくる眺望、裾野の地形の起伏によってつくられる里山^{*}や棚田、赤城山の水脈がもたらす田園、赤城山信仰の中心的存在である三夜沢赤城神社、大小様々な祠や神社、豊穰を願う祭りや獅子舞・太々神楽、無数の古墳、地場産業などの資源を赤城山信仰というストーリーに乗せて、広域的観光戦略ルート「赤城風景街道」を推進します。(関連部局：都市計画課・観光政策課)

(施策 39) 広瀬川河畔緑地、馬場川遊歩道、桃ノ木川サイクリングロード、利根川サイクリングロードなどの水辺と一帯となった緑道を拡充し、市街地の公園や緑地と結ぶことで、健康づくりやスポーツ利用の環境を整備します。(関連部局：市街地整備課・公園緑地課)

(施策 40) 地域の歴史・文化を伝える古墳、社寺、かしくね、用水路などを活かし、地域と市民の生活に根ざした、水と緑に親しむことのできる散歩道のルートを検討します。(関連部局：文化財保護課・観光コンベンション協会)

② 水辺や歴史を活かした立ち寄りスポットの整備

(施策 41) 馬場川遊歩道公園、広瀬川河畔緑地のような、「水と緑と詩のまち 前橋」を特徴づける市街地の魅力ある親水空間を整備します。(関連部局：市街地整備課・公園緑地課)

(施策 42) 河川敷における子どもが裸足で遊べる場づくり、川堤のある風景、赤城山から吹き降ろす赤城おろしの温度と香りといった、五感で感じることを大切に「川と橋・湖沼周辺の風景」を地域住民とともに創出します。(関連部局：都市計画課)

2-3 水と緑を楽しむ文化を広げる

(1) 水と緑への関心を高める

水と緑を大切にする市民意識を醸成するため、水と緑に関する情報機関誌の発行や市のホームページによる情報の受発信、緑について市民が気軽に相談できる緑化相談機能の充実を図ります。

また、市民が緑とふれあう機会を創出するため、各種イベントの開催を進めます。

① 水と緑に関する情報発信

(施策 43) 前橋市のホームページ等で、市民ボランティアの活動状況や緑化イベントの様子など、緑に関する情報を発信します。(関連部局：公園緑地課・公園管理事務所)

(施策 44) 緑に関する出前講座の開催による情報の発信を行います。(関連部局：公園緑地課)

② 水と緑に関する相談機能の拡充

(施策 45) 敷島公園で行っている「緑の相談所」の機能を充実させ、市民に使いやすい形での改善を図っていきます。(関連部局：公園管理事務所)

③ 水と緑にふれあう機会の提供

(施策 46) 公園や水辺を利用したフェスやガイドツアーの開催など、市民がオープンスペースの魅力に気づき愛着を育む機会を創出します。(関連部局：公園緑地課・市街地整備課)

(施策 47) 花と緑のある暮らしを普及させるため、敷島公園のばら園まつりなどを引き続き開催するとともに、地区別対抗で行う「花いっぱい運動コンクール」、オープンガーデンコンテスト、緑花講習会などのイベントを開催していきます。(関連部局：公園管理事務所・公園緑地課)

(2) 暮らしの中の水と緑との関わり深める

市内の水と緑は市民共有の資産です。これらの資産の価値を市民に認識してもらい、次世代に継承していくためには、日常生活の中で水と緑があることでの暮らしの豊かさを実感する機会があることが重要です。

このため個人が暮らしの中で水と緑との関わりを楽しむ機会を創出するとともに、水と緑を活かす市民のアイデアの実現化支援、元気な市民活動の応援を行います。

① 水と緑との関わり深める機会の創出

(施策 48) 眺望景観が楽しめる公園等に利用者の憩いの場となる飲食施設を設置したり、保育園の近隣にある公園で子育て相談や環境教育プログラムが受けられるなど、市民の生活と公園の関わりが深まるよう弾力的な公園の整備運営を目指します。(関連部局：公園緑地課・公園管理事務所・市街地整備課)

(施策 49) 学校ビオトープ、学校林など、環境学習の場となる空間を有効に活用し、環境学習プログラムを充実させていきます。(関連部局：環境森林課・学校教育課)

(施策 50) 市街地のオープンスペースや公園を活用し、子どもから高齢者が花づくりや野菜づくりなどを通して、土とのふれあいや交流を楽しむ場づくりを進めます。(関連部局：公園緑地課)

(施策 51) 保健分野や福祉分野と連携し公園や緑道を市民の健康づくりに役立てます。(関連部局：公園緑地課・市街地整備課・公園管理事務所)

② 緑に関わる市民活動の支援

(施策 52) 水と緑を保全・活用する市民企画を公募し、優れた提案についてその実現化を支援します。(関連部局：公園緑地課)

(施策 53) 花と緑のまちづくりに関する優れた取り組みや活動に対する表彰制度を充実させます。(関連部局：公園管理事務所)

(施策 54) 緑施策への寄付に対する表彰を行います。(関連部局：公園緑地課)

(3) 水と緑を育む仲間を増やす

前橋市は、戦災で焼け野原になった市街地に唯一残った敷島公園の緑を見た市民が、緑の大切さを感じ、昭和29(1954)年に「公園緑地愛護会^{*}」を発足させたという市民参加による公園づくりの草分け的な歴史があります。一方、さらに水と緑のまちづくりを進めるためには、従来からの参加主体だけでなく、若い世代や多様な主体を巻き込んでいくことが必要です。

このため、民との連携の裾野を広げるとともに、水と緑のまちづくりの牽引役となる専門知識や技能を持った市民を育成します。

① 民との連携の促進

(施策 55) 地域ボランティアである「公園愛護会」との協働により公園を維持管理します。

また「公園愛護会」の活動を「前橋市まちを緑にする会」で支援します。(関連部局：公園管理事務所・公園緑地課)

(施策 56) 緑化推進等を行う市民団体やまちづくり会社などを都市再生推進法人や緑化推進法人として活用・支援します。(関連部局：公園緑地課・市街地整備課)

(施策 57) ボランティアを始めたい人と既存の活動団体とのマッチング、企業のCSR活動と課題を持つ地域のマッチング、活動団体同士の情報交流促進などにより民との連携を促進します。(関連部局：公園緑地課・市街地整備課)

② 水と緑に関する専門知識や技能を持った市民の育成

(施策 58) 花と緑についての講習会を受けた市民をみどりのインストラクターとして認定し、まちづくりでの活躍の場を提供する取り組みを推進します。(関連部局：公園緑地課)

(施策 59) ばら園での花の解説等を行う「ばらガイド」の養成を継続します。(関連部局：公園管理事務所)

(施策 60) 地域の緑の問題について学習し、意見交換を行うための講座を開催します。(関連部局：公園緑地課)

③ 産官学民による緑のまちづくりの推進

(施策 61) 産官学民が連携して緑のまちづくりを推進するため、産官学民が集う機会の創出、産官学民によるまちづくりが円滑に進むための支援を行う中間支援組織^{*}の設置などの仕組みづくりを進めます。(関連部局：市街地整備課・公園緑地課)

3 施策の評価

水と緑のまちづくりの目標を以下のように設定します。

改定計画		成果目標	評価指標
基本方針	施策		
1.前橋らしい風土を継承する	(1) 風格ある県都の顔をつくる	市民が県都の緑の景観に風格を感じている	<ul style="list-style-type: none"> 市民満足度（アンケート）をモニタリングします。
	(2) 郷土の風景を守る	印象的な樹木群や大木の風景が守られている	<ul style="list-style-type: none"> 松並木などランドマークとなる印象的な樹木群や大木の指定数を増やします。
	(3) 生物多様性を守る	都市における生物多様性指標の評価が上昇している	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性指標（国交省：都市における生物多様性指標 簡易版）を評価します。
2.緑の恵みを感じられるまちをつくる	(1) 緑豊かなまちをつくる	市街地の緑が増えている	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の緑地率 10%を目指します。
	(2) にぎわいある公園緑地をつくる	にぎわいある公園が増えている	<ul style="list-style-type: none"> Park-PFI 導入公園を増やします。 市民満足度（アンケート）をモニタリングします。
	(3) 水と緑を巡る回廊をつくる	赤城風景街道のルート整備が進んでいる	<ul style="list-style-type: none"> 赤城風景街道の利用資源を増やします。
3.水と緑を楽しむ文化を広げる	(1) 水と緑への関心を高める	市民の水と緑への関心が高まっている。	<ul style="list-style-type: none"> 市民の関心度（アンケート）をモニタリングします。
	(2) 暮らしの中の水と緑との関わりを深める	緑に係る市民活動が活発になっている	<ul style="list-style-type: none"> 暮らしに役立つ公園の評価（アンケート）をモニタリングします。
	(3) 水と緑を育む仲間を増やす	産官学民連携による取組みが進んでいる	<ul style="list-style-type: none"> 産官学民による緑のまちづくりのプロジェクト数を増やします。

第4章

緑化重点地区の計画

- 1 緑化重点地区の設定
- 2 緑化重点地区の緑化方針

第4章 緑化重点地区の計画

1 緑化重点地区の設定

「緑化重点地区」とは、都市緑地法の中で「緑の基本計画」の策定項目として定める「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことです。公園、河川、道路、教育施設や民有地などが連携して、総合的に緑化を図っていくことができる地区を設定し、緑の保全・整備・創造等の施策を重点的に推進します。

「緑化重点地区」を通じて、緑の基本計画が目指す緑のまちづくりをモデル的に具体化することによって、緑化意識の高まり等の波及を目指すと共に、その地区自体が市の骨格的な緑の一部を構成するようにするものです。

平成10（1998）年度の緑の基本計画において、緑化重点地区選定の要件として、以下の3点から候補地を選定しています。

- (1) 前橋の顔となるようなアピール性を持つ地区
- (2) 中心市街地再生プランなどの計画にあわせて緑化の推進が図られる地区
- (3) 市民・企業・行政のパートナーシップによる緑化推進モデルとなる地区

以上の要件から「前橋駅前周辺地区」及び「県庁・前橋公園・市役所地区」の2地区を緑化重点地区に設定し、緑化施策を展開してきました。本計画改定においても、長年の事業推進により熟度が高いため、上記2地区を対象に引き続き緑化施策を推進します。

■設定理由

今回の「緑の基本計画」改定にあたり、前計画で計画されたものの、まだ実施されていない重要な事業が残されているため、今後もこれらの事業を継続し、緑化を推進して行きます。

また第六次前橋市総合計画改訂版では、本市が向かうべき方向性を踏まえ、都市のランドデザインを創出するため、将来都市構造として都市核を設定しました。都市核として、市の発展、都市活力の創出となる地域である県庁・市役所周辺地区及び従来からの中心商業地、さらに前橋駅周辺を位置づけています。

①前橋駅前周辺地区

北関東の中核都市としての玄関口である前橋駅とその周辺の業務地、商業地、住宅地、広瀬川等を含めた地区を緑化重点地区に指定し、前橋駅北口周辺の整備などを進めてきました。

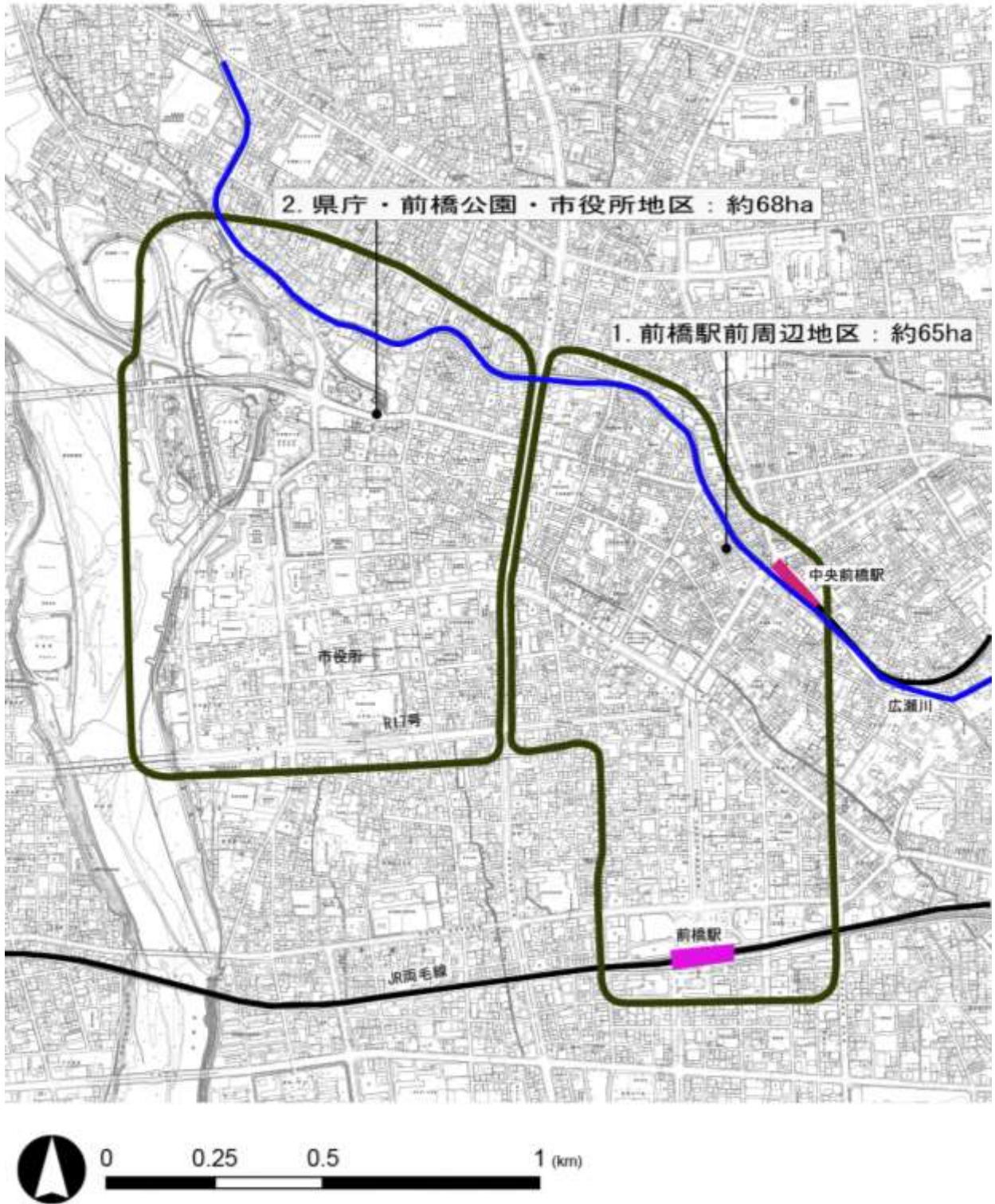
今後、広瀬川河畔緑地の再整備等の事業を進めていきます。

②県庁・前橋公園・市役所地区

群馬県の新しい顔となる県庁、古くから市民に親しまれている前橋公園、広瀬川、市役所周辺を含む地区を緑化重点地区に指定し、前橋公園の再整備等の事業を進めてきました。

今後、広瀬川河畔緑地の延伸を検討します。

■緑化重点地区位置図



2 緑化重点地区の緑化方針

2-1 前橋駅前周辺地区、県庁・前橋公園・市役所地区の緑化方針

(1) 行政が誘導する緑化推進事業の導入

- 行政が中心となって緑化事業を推進し、民間・企業・行政の協力体制づくりを推進します。
- 既存公園等の改修事業、道路の緑化、飾花事業等を進めます。

(2) 市民参加の支援

- 既存公園等の改修にあたっては、設計段階から市民参加方式による公園再整備事業を検討します。
- 本市では公園愛護会等、地域住民による公園維持管理が行われていることから、これらを発展させて、維持管理だけでなく公園をつくる段階から住民参加方式を取り入れるなど、近隣住民や地域の学童を交えたワークショップ方式^{*}の設計による公園づくりを検討します。
- 道路緑化は、市民の参加協力による四季を彩る花壇づくり等によって、既存のケヤキ並木や緑道等のリフレッシュを目指し、公園同様、市民が積極的に参加できる仕組みづくりを検討します。

(3) 民有地を支援する事業

- 民有地の緑化には既存困障を生垣にする場合、緑化重点地区内では「特別助成制度」を導入するなどの措置を検討します。
- 花の沿道事業（フラワーバスケット）、花のあるまちづくり助成事業を進めます。
- また、身近な空間での緑化意識が高まるように、商店の入口や住宅の玄関などを対象とした「フラワーコンテスト」等の実施を検討します。

(4) 公共施設・民有地の緑化基準案づくり

- 本地区には比較的大規模な駐車場や建築物があることから、これらを緑化のモデルケースとして、都市整備の緑化基準案づくりを図ると共に、積極的、具体的に緑化を進めていきます。
- その他の公共施設でも道路沿いの植栽などによって緑化率を高め、緑化の例を具体的に示していきます。

2-2 地区別の緑化事業内容

(1) 前橋駅前周辺地区

前橋駅前一帯の面積65haの候補地においては、本市の玄関口にふさわしい緑化推進事業を行います。

① これからの整備方針

・ 広瀬川河畔緑地再拡張（千代田町三丁目）

千代田町三丁目土地区画整理事業に伴い拡張整備を行います。

・ ケヤキ並木の更新

前橋駅から県庁までのケヤキ並木について、枝の剪定や古木危険木等の更新を行います。（市・県・国）

② 現在までの整備状況

・ 街区公園の再整備（駅前東公園・駅前西公園・八幡宮公園・銀座公園）

・ 馬場川遊歩道公園の再整備（馬場川通りアーバンデザインプロジェクト）

・ 広瀬川河畔緑地再整備（厩橋～久留万橋）

・ 駅前広場改修

(2) 県庁・前橋公園・市役所地区

県庁、市役所、事務所ビルの多いこの地区では、公共用地や民有地を対象とした「緑地協定」、あるいは「緑化指針」づくりが展開できるような事業を推進します。

① これからの整備方針

・ 広瀬川河畔緑地再整備（前橋公園周辺～柳橋）

広瀬川河畔緑地の延伸による緑のネットワーク化を検討します。

・ 曲輪緑地再整備

② 現在までの整備状況

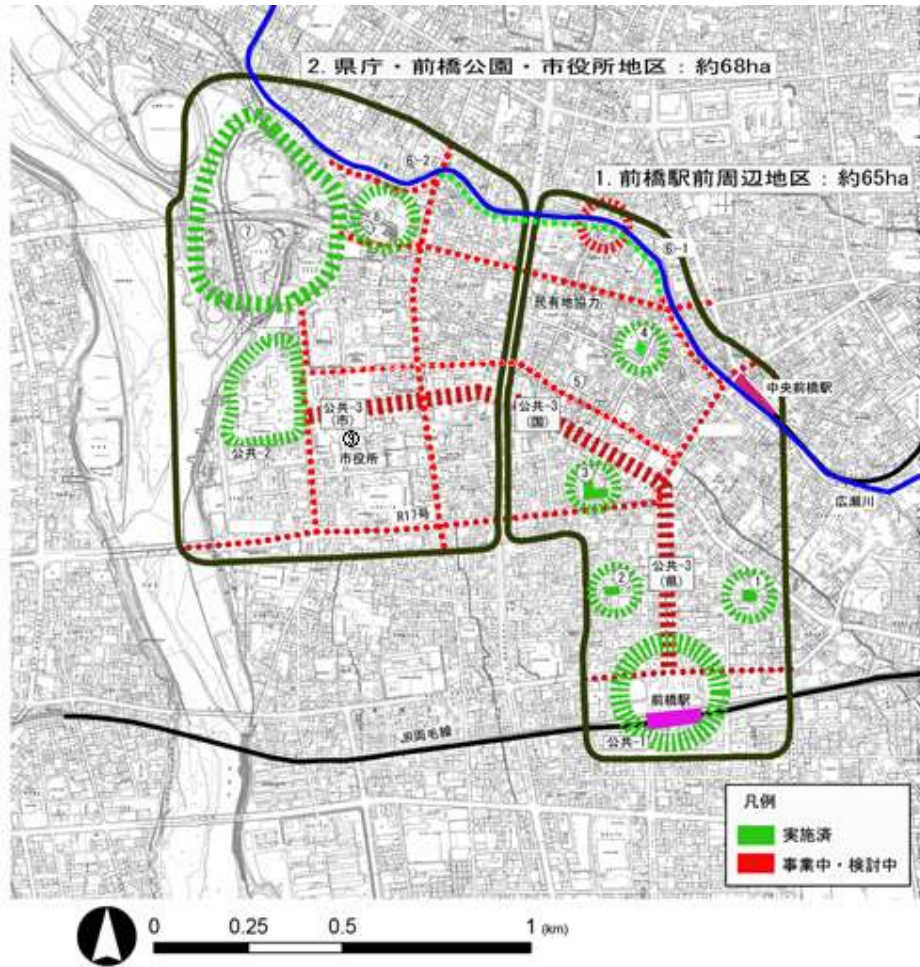
・ 広瀬川河畔緑地再整備（柳橋～厩橋）

・ 前橋公園再整備（さちの池、旧競輪場跡地、芝生広場）

・ 遊園地の再検討（再整備）

・ 県庁周辺広場・緑化事業

■緑化重点地区イメージ図



番号	内容	備考
①	駅前東公園の再整備	実施済
②	駅前西公園の再整備	実施済
③	八幡宮公園の再整備	実施済
④	銀座公園の再整備	実施済
⑤	馬場川遊歩道公園の再整備 (馬場川通りアーバンデザインプロジェクト)	事業中
⑥-1	広瀬川河畔緑地の再整備・拡張	実施済・事業中
公共-1	駅前広場改修	実施済
⑥-2	広瀬川河畔緑地の再整備・延伸	事業中・検討中
⑦	前橋公園の再整備	実施済
⑧	遊園地の再検討	実施済
⑨	曲輪緑地の再整備	検討中
公共-2	県庁周辺広場・緑化事業	実施済
公共-3	ケヤキ並木の更新	事業中
民有地協力	花の沿道事業(フラワーバスケット)	検討中
その他-1	緑化基準づくり(公共・民有地緑化基準案)	検討中
その他-2	駐車場緑化協定	検討中
その他-3	接道部緑化協定など	検討中

第5章

計画の推進に向けて

- 1 PDCA サイクル
- 2 推進体制
- 3 国・県との連携と調整

第5章 計画の推進に向けて

1 PDCAサイクル※

計画を着実に進めていくために、施策の着手時期を計画期間の前期（平成 30（2018）～令和 4（2022）年度）、後期（令和 5（2023）～令和 9（2027）年度）に分け、実施計画を設定します。

実施計画をもとに、PDCAサイクルにより計画の進捗管理を行うこととし、CHECK（点検・評価）を「水と緑のまちをつくる審議会」が行います。

中間年度にあたる令和 4（2022）年度、最終年度にあたる令和 9（2027）年度に、新たに生じた課題やニーズ、法制度の変化などを踏まえ、目標の達成状況を評価し、必要に応じて見直しを行います。

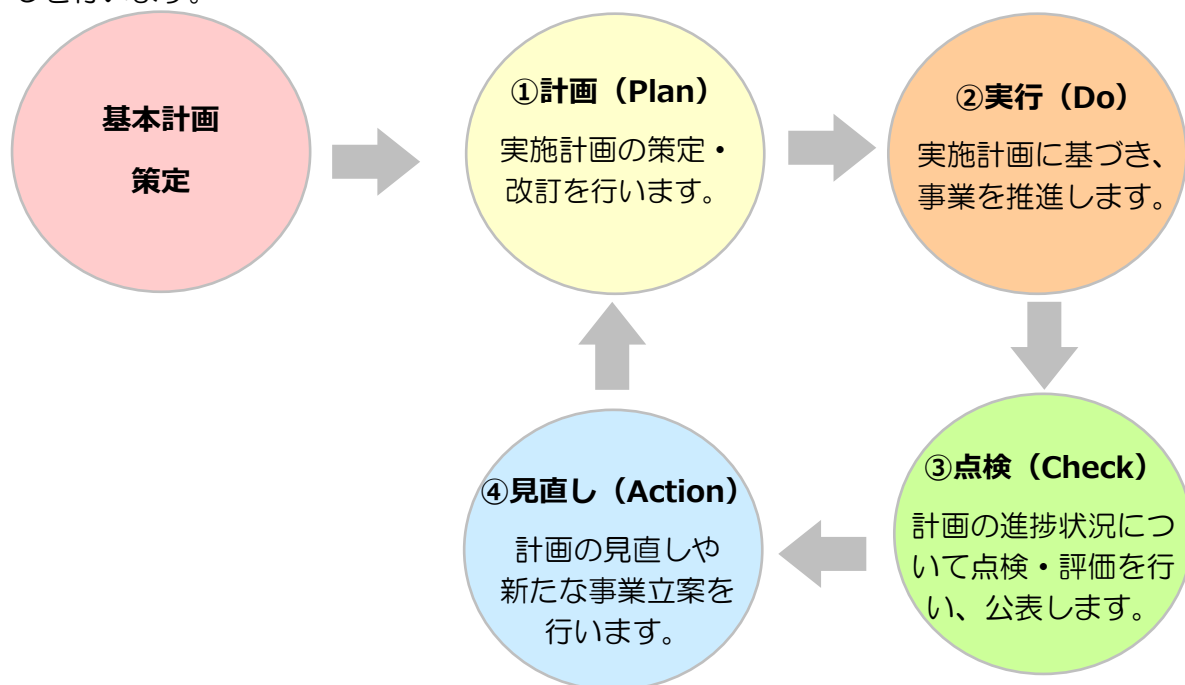


図 PDCA サイクル

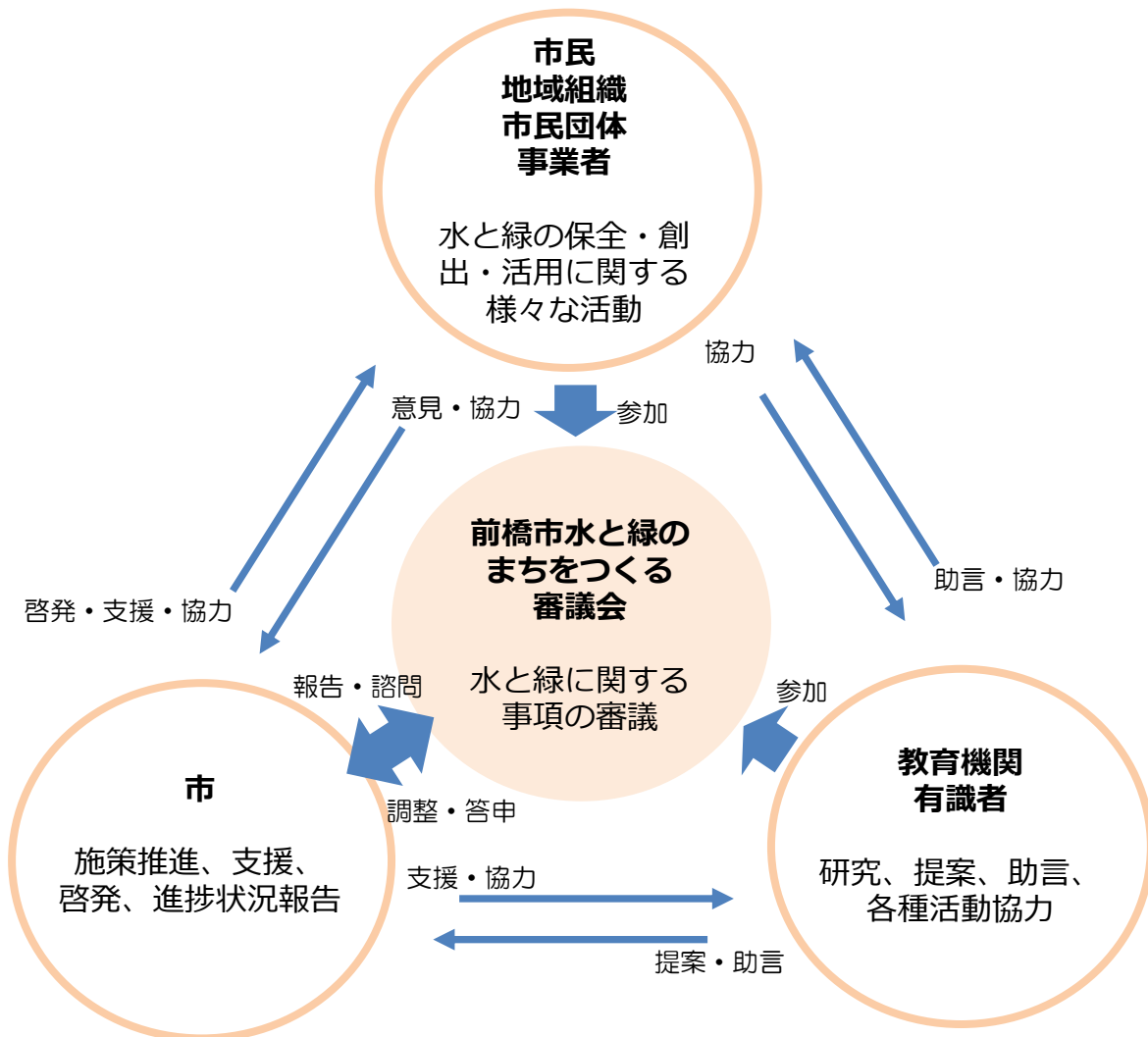
■ 具体的なスケジュール

年度		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	審議会に諮る事項
基本計画		P										P	○
実施計画の 実行			前期					後期					
P D C A	実施計画の 策定 (P)		P					P					○
	実行 (D)		D										
	点検 (C)					C					C		○
	見直し (A)						A					A	○

2 推進体制

計画実現のためには、市民、市民活動団体、関連団体、事業者、学識者・専門家などの様々な関係者が一堂に会して情報交流や意見交換を行う場が必要です。

「前橋市水と緑のまちをつくる審議会」を活用し、この中で、市より施策・事業の報告をもとに、様々な立場からの意見や新たな提案や提言を頂きながら、施策・事業の検証を行っていきます。また、新たな取組みを始める際には、枠組みづくりの段階から市民や事業者、水と緑の保全・創出・活用に取り組む様々な活動組織の参加を呼びかけて取組みを進めます。



3 国・県との連携と調整

市内には国や県が整備あるいは管理する施設が多くあります。これらの水と緑についても、本計画の方針に基づいた施策の展開が図れるよう、連携と調整を図っていきます。

參考資料

1 用語解説

※掲載ページが複数ある場合、代表するページを記載しています。

あ行

運動公園/うんどうこうえん (P47)

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所あたり面積15~75haを標準として配置する。

エコロジカルネットワーク (P37、P38)

分断された生きものの生育・生息環境を相互に連結することにより、生態系の回復や生物多様性の保全を図ろうとすること。

NPO/えぬ・びー・おー (P26)

民間非営利組織 (Non-Profit Organization の略)。営利を目的とせず、公益的な活動を行う民間組織。医療、福祉、文化、スポーツ、環境、まちづくり、国際交流など様々な分野で活動する団体がある。

オープンガーデン (P40、P61)

一定期間一般市民に公開する個人の花壇や庭のこと。イギリスで生まれたもので、庭を楽しむ人たちの交流の場となる。

か行

街区公園/がいくこうえん (P48、P58、P69)

都市公園の種別の一つで、主として街区内に居住するものの利用に供することを目的とする公園。誘致距離は250mで標準的な公園面積は0.25ha。

河岸段丘/かがんだんきゅう (P55)

河川の中・下流域の流路に沿って発達する階段状の地形のこと。平坦な部分と傾斜が急な崖とが交互に現れ、平坦な部分を段丘面、急崖部分を段丘崖と呼ぶ。前橋市では旧利根川の流路に沿って河岸段丘が形成されている。

かしぐね (P14、P31、P37、P54、P60)

冬の強い季節風 (からっ風) を防ぐため、屋敷の北と西の両側に設けられたカシの木による生垣。

環境学習/かんきょうがくしゅう (P55、P62)

環境に対する共通の理解を深め、意識を向上させ、問題解決能力を育成するため、樹木や川、里山などの自然環境を題材にしながら、自然の仕組みや人の営みとの関わりなどを学ぶこと。

近隣公園/きんりんこうえん (P48)

都市公園の種別の一つで、主として近隣に居住するものの利用に供することを目的とする公園。誘致距離は500mで標準的な公園面積は2ha。

経営耕地/けいえいこうち (P22)

農家が経営する耕地 (田、畑、樹園地) をいう。経営耕地は、自家で所有し耕作している耕地 (自作地) とよそから借りて耕作している耕地 (借入耕地) に区分される。

景観法/けいかんほう (P4)

良好な景観の形成促進を目的として、平成16 (2004) 年に公布された我が国で初めての景観についての総合的な法律で、景観行政団体による景観計画の作成、景観計画区域や景観地区の指定、景観重要建造物の指定などが盛り込まれている。

公園緑地愛護会/こうえんりょくちあいごかい (P63)

公園や緑地の掃除や除草、花壇づくりなど、公園を主体的に管理・利活用する団体。前橋市では、平成25 (2013) 年現在、主に住区基幹公園や緑地で活動する団体が345ある。

公共公益施設/こうきょうこうえきしせつ (P4、P19)

政令で定める公共・公益の用に供する施設であり、道路、河川、公園などの公共施設や、医療施設、社会福祉施設といった公益施設を合わせて表現したもの。

公共施設緑地/こうきょうしせつりょくち (P4、P19)

都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされている公園緑地に準じる機能を持つ施設のこと。自転車専用道路・児童遊園・運動場・浄水場の中の緑地・牧場・ゴルフ場・一般開放している学校グラウンド等を指す。

さ行**里山/さとやま (P60)**

都市近郊や集落周辺の丘陵及び低山帯に広がる、人との深い関わりを有したクヌギ・コナラ林などの二次林等で構成された地域。

CSR 活動/しー・えす・あーる・かつどう (P40、P63)

企業の社会的責任。利益追求だけでなく、企業活動の様々な社会的な面においても、責任を果たすべきだとする経営理念。

市街化区域/しがいかくいき (P17、P19)

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。道路、下水道、公園などの施設の計画を定めることができる。

市街化調整区域/しがいかちょうせいいき (P17)

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、無秩序な市街化を抑制すべき区域。原則的に開発は禁止されている。

指定緊急避難場所/していきんきゅうひなんばしょ (P57)

前橋市地域防災計画に定められる避難所のひとつで、地震や土砂災害等が発生し、または発生するおそれがある場合に生命を守るために一時的に避難をする場所で、行政によるカギの開錠等の特別な開設手順を経ずに避難者を受け入れる場所。

住区基幹公園/じゅうききかんこうえん (P15、P48、P58)

都市公園のうち、地区・住区内に整備される街区公園・近隣公園・地区公園のこと。(→「街区公園」「近隣公園」「地区公園」参照)

施設緑地/しせつりょくち (P4、P19)

都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地の総称。(→「公共施設緑地」「民間施設緑地」参照)

児童遊園/じどうゆうえん (P4、P19)

児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設のこと。児童に健全な遊びの場を提供して、健康の増進や情操を豊かにすることを目的として設置される。

市民農園/しみんのうえん (P4、P49)

市民がレクリエーションや自家用野菜の栽培を目的として、農作物を栽培することができるよう設置された農園。市民農園整備促進法に基づくものと任意のものがある。

市民緑地/しみんりょくち (P4、P27、P39、P55、P59)

都市内に緑とオープンスペースを確保するため、都市緑地法に基づき、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、一定期間緑地や緑化施設を公開する制度。

社寺林/しゃじりん (P10、P37、P46、P54)

神社や寺院の境内地や周囲の森や林。地域を象徴する緑として保全・利活用が求められている。

受水施設/じゅすいしせつ (P23)

受水槽及び給水のため受水槽に接続して設けられた流末の諸施設をいう。

白地地域/しろじちいき (P17)

都市計画区域のうち、用途地域が定められてない地域のこと。

水源かん養機能/すいげんかんようきのう (P55)

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

ストック効果/すとっくこうか (P26、P37、P38、P39、P49)

社会資本（社会インフラ）を整備することによって得られる効果の一つ。整備された社会資本が機能して中・長期的にその地域の生産性や安全性を向上させたり、生活環境を改善するなどの効果のことであり、社会資本そのものが発揮する効果。

生態系/せいたいけい (P31、P46、P55)

ある空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。ある空間とは、例えば、ため池を一つの生態系と呼ぶこともでき、また地球全体を一つの生態系と考えることもできる。

生態系ネットワーク/せいたいけいねっとわーく (P38、P55)

地域内に点在する生き物の生息・生育空間となる水辺や緑を結ぶネットワーク。

生物多様性/せいぶつたようせい (P26、P30、P37、P38、P39、P46、P52、P55、P64)

生物の間に見られる変異を総合的に指す言葉。様々な生態系が存在する「生態系の多様性」、様々な生物種が存在する「種の多様性」、種は同じでも持っている遺伝子が異なる「遺伝的多様性」からなる3つのレベルの多様性により捉えられる。

疎水百選/そすいひゃくせん (P8)

農林水産省と「疎水百選」実施事務局が合同で、日本の農業を支えてきた代表的な用水を選定し、用水によりもたらされる”水・土・里”（みどり）を次世代に伝え、維持する活動のこと。

総合公園/そうごうこうえん (P48、P58)

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。

た行

地域制緑地/ちいきせいりょくち (P4、P19、P21)

緑地の保全や緑化を推進するために、一定の土地の区域に対して適用し土地利用や開発を規制する緑地のこと。施設緑地に対して地域制緑地といい、緑地保全地区や風致地区などがある。（→「風致地区」参照）

地球温暖化/ちきゅうおんだんか (P31、P35)

温室効果ガス（CO2等）等による地球温暖化が進行し、地球規模の異常気象が発生しており、CO2等のガス吸着機能の高い緑をふやす都市緑化の推進が効果的な対策として取り組まれている。

地区公園/ちくこうえん（P48）

都市公園の種別の一つで、主として地区内に居住するものの利用に供することを目的とする公園。誘致距離は1kmで標準的な公園面積は4ha。

中核市/ちゅうかくし（P2）

地方自治法に基づき、地域の中核的都市機能を備えた都市。人口20万人以上を要件とする。指定を受けると、保健衛生や都市計画など政令指定都市なみの権限が都道府県より委譲される。

中間支援組織（P63）

行政と地域の間にとって様々な活動を支援する組織のことで、NPOへの支援などを主な目的として発足しているケースが多い。

特別緑地保全地区/とくべつりょくちほぜんちく（P4、P37、P55）

「都市緑地法」に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致景観に優れるなど一定の要件を満たした区域について、都道府県または市町村が都市計画に定める地区。建築行為などの一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全できる。

特殊公園/とくしゅこうえん（P48）

都市公園の種別の一つで、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置される。

都市基幹公園/としきかんこうえん（P57）

都市市民全般を対象とした、都市の全体像を形成する大規模な公園。前橋市には敷島公園をはじめ9つの総合公園と運動公園がある。

都市計画区域/としけいかくくいき（P17、P19、P20）

市町村の市街化区域を含む地域を一体的な都市として整備していく区域のこと。前橋市は一部が都市計画区域外となっている。（P.17の「土地利用の区域分類図」を参照）

都市公園/としこうえん（P2、P4、P19、P26、P27、P31、P39、P48、P55）

都市公園法で規定されている公園。（市に整備されている公園及び計画されている公園については、P.46-47の公園整備方針を参照）

都市公園等/としこうえんとう（P19）

都市公園と公共施設緑地（自転車専用道路・児童遊園・運動場・浄水場の中の緑地・牧場・ゴルフ場・一般開放している学校グラウンド等）を合わせて、本計画書では都市公園等とする。

都市公園法/としこうえんほう（P2、P4、P19、P27）

都市公園の設置及び管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達を図り公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。都市公園の定義、設置に関する基準、都市公園台帳の作成等管理に関する事項等が定められている。

都市緑地法/としりょくちほう（P2、P3、P4、P27、P40、P66）

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められている。

な行**二次林/にじりん（P55）**

その土地に本来あった森林が、台風や噴火などの自然災害や伐採などによって失われ、後に二次的に生じた森林。主にクヌギ・コナラなどの落葉広葉樹で構成される。

農家レストラン/のうかれすとらん（P27）

農家が自ら生産した農産物や地域の食材を用いた料理を提供するレストランのこと。

農振農用地区域/のうしんのうようちくいき（P19）

農業振興地域の中での農用地区域のことで、「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に基づき、農業振興の基盤となるべき土地として市が設定する区域。

は行

Park-PFI/ぱーく・びー・えふ・あい（P26、P39、P49、P64）

平成 29（2017）年の都市公園法改正により新たに設けられた制度。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する施設の設置と、その収益を活用して周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する。

パークマネジメント（P52、P58）

従来の都市公園の整備や行政主導の管理手法から転換し、経営的視点、利用者の視点に立って、より質の高い公園サービスを提供するための新しい公園整備・管理運営の考え方。

PFI 事業/びー・えふ・あい・じぎょう（P27）

プライベート・ファイナンス・イニシアティブ事業。公共施設等の設計、建設、維持管理、運営に民間のノウハウを活用し、効率的で質の高い公共サービスの提供を行う民間促進事業のこと。

PDCA サイクル/ぴー・でいー・しー・えー・さいくる（P72）

行政政策や企業の事業活動にあたって「計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）にもとづいて改善（Action）を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組みのこと。最後の改善を次の計画に結び付け、継続的な業務改善活動などを推進する。

ヒートアイランド現象/ひーとあいらんどげんしょう（P38、P39、P56）

都市部における建物の密集、道路舗装、ビルや工場からの人工熱の放出、大気汚染などの原因によって局地的に気温が上昇する現象。

ビオトープ/びおとーぷ（P38、P55、P56、P62）

狭義の解釈では、トンボ池のような人工的に創出・再生された単一生物生息空間という意味があるが、広義の解釈では、生物の生息空間という意味がある。本計画書では、都市部等の人工空間における生物に配慮した空間整備についてはビオトープという言葉、田園も含めた大きな生態系については生態系ネットワークを使用する。（→「生態系ネットワーク」参照）

風致地区/ふうちちく（P4、P19、P38、P55）

都市計画で定める地域地区の一つで、都市内外の自然美を維持保存する区域を指定するもの。前橋市では「風致地区条例」により、「敷島風致地区」など 3 箇所、321.25ha が指定されている。

ふるさとのケヤキ並木/ふるさとのけやきなみき（P12、P53）

戦災復興事業の一環として計画された JR 前橋駅から県庁までのケヤキ並木で 205 本ある。

保安林/ほあんりん（P19、P37、P38）

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

防災物流拠点/ぼうさいぶつりゅうきよてん（P48）

大規模地震等の災害時に、救援物資の物流拠点や防災関係機関の活動の拠点となる場所として前橋市地域防災計画に定められている。利便性の高い「道の駅」や「前橋総合運動公園」などが指定されている。

保存樹木/ほぞんじゅもく（P54）

自然環境の保全、美観及び風致を維持するため、「前橋市水と緑のまちをつくる条例」に基づき、一定規模以上を有する樹木、樹林、並木について指定するもので、維持費用の一部が助成される。

ま行

前橋市環境基本計画/まえばししかんきょうきほんけいかく（P3、P31）

良好な環境の保全及び創造を目的に平成12（2000）年に策定。策定後の社会情勢の変化や、合併に伴う市域の拡大などに対応するため、平成18（2006）年3月、平成26（2014）年2月に改訂。

前橋市景観計画/まえばししけいかんけいかく（P3、P31）

平成8（1996）年3月に「都市景観形成基本計画」を策定。市域の拡大、中核市への移行とそれに伴う景観行政団体への指定などにより見直しが必要となり、景観法に基づいた「前橋市景観計画」を平成21（2009）年10月に策定。

前橋市都市計画マスタープラン/まえばしとしけいかくますたーぷらん（P3、P31）

本市の都市計画に関する基本的な方針を示した計画。平成27（2015）年3月に改訂版を策定し、目標年次は、平成37（2025）年となっている。

前橋農業振興地域整備計画/まえばしのうぎょうしんこうちいきせいびけいかく（P3）

平成12（2000）年の農振法の一部改正により、概ね5年ごとの基礎調査が法定化された。基礎調査の結果を踏まえ、必要に応じて農振計画を見直ししている。

水辺の楽校プロジェクト/みずべのがっこうぶろじえくと（P15、P45、P55）

河川整備をおこなう際に子供たちの身近な自然体験の場を創出するために自治会・地元小学校・自治体・河川管理者等で協議会をつくり、水辺の整備等をおこなう県の事業。

みどりのインストラクター/みどりのいんすとらくたー（P40、P63）

花や緑について一定の講習を受けた市民がインストラクターとなり、一般の市民へ知識や技能を伝える。

緑のインタープリター/みどりのいんたーぷりたー（P40）

森林や緑づくりに関する広範な知識・技術を有する指導者で、群馬県が養成講座を開催している。学校や地域で自然観察や林業体験、ネイチャーゲームなどの森林環境教育活動を行っている。

みどりのカーテン（P56）

植物（主につる性）を建築物や窓の外側に這わせ、生育させることにより、夏の強い日差しを和らげ、建築物や室温の上昇を抑える自然のカーテン。省エネルギー手法として、小学校などで取り組まれている。

民間施設緑地/みんかんしせつりょくち（P4、P19）

民有地で公園緑地に準ずる機能を持つ施設。ゲートボール場、ゴルフ練習場、テニスコート、開放している企業グラウンド、社寺境内地、農村広場、市民農園、霊園等を指す。

や行

屋敷林/やしきりん（P14、P54）

防風、防火、防塵、防雪並びに自家用の燃料、堆肥等用として、屋敷の周りに植栽された樹林。前橋では「かしぐね」などが代表的な例であり、独特の地域景観をつくりだしている。

ユニバーサルデザイン（P58）

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようにするためのデザイン。バリアフリーの考え方をさらに進めたもの。

用途地域/ようちいき（P17、P19、P27）

都市計画法の地域地区のひとつで、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。第一種低層住居専用地域など12種類がある。

ら行

緑地協定/りょくちきょうてい (P4、P69)

「都市緑地法」に基づき、都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度。

緑化協定/りょっかきょうてい (P19、P25、P56)

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。平成7(1995)年の都市緑地保全法改正により「緑化協定」が「緑地協定」へと変更された。なお、緑化協定区域は、緑化協定を締結した区域のこと。

緑化地域/りょっかちいき (P27、P66)

「都市緑地法」に基づき、緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。

緑化重点地区/りょっかじゅうてんちく (P39、P46、P53、P66、P68、P70)

「都市緑地法」に基づき、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」において定める「緑化の推進を重点的に図るべき地区」のこと。緑化重点地区では、緑化の方向性や緑化手法など詳しいプランを策定し、緑化重点地区整備事業等により、重点的に緑化を推進する。

わ行

ワークショップ方式/わーくしょっぷほうしき (P68)

まちづくりや公園づくり等において、企画や計画段階から住民参加によって計画を立案し、整備していく手法。

2 策定までの経過

■平成30（2018）年3月改定

- (1) 平成28（2016）年12月14日（市庁舎3階32会議室）午後2時より
第52回前橋市水と緑のまちをつくる審議会
○委嘱状交付式
○諮問：前橋市緑の基本計画の策定について
○議事：①緑の基本計画策定の方針
②緑の基本計画策定の進め方
- (2) 平成29（2017）年4月26日（市立図書館地下講堂）午後1時30分より
第53回前橋市水と緑のまちをつくる審議会
○議事：①緑の基本計画策定スケジュールと審議内容について
②前橋市緑に関するアンケート調査結果（第17回市民アンケート調査報告（平成28年度）報告
③都市公園の設置状況と管理等について
○現地視察：①前橋総合運動公園（運動公園）
②やすらぎ公園（街区公園）
③東ふれあい公園（近隣公園）
- (3) 平成29（2017）年10月13日（市庁舎3階32会議室）午後2時より
第54回前橋市水と緑のまちをつくる審議会
○議事：①緑の基本計画策定スケジュールと審議内容（変更）について
②緑の基本計画〈骨子〉について
- (4) 平成29（2017）年12月21日（市立図書館地下講堂）午後2時より
第55回前橋市水と緑のまちをつくる審議会
○議事：①現行計画の評価について
②現行計画の評価を踏まえた計画改定の視点について
③計画改定の視点に基づく方針・施策の見直しについて
④緑の基本計画（素案）について
- (5) 平成30（2018）年2月27日（市立図書館地下講堂）午後2時より
第56回前橋市水と緑のまちをつくる審議会
○議事：パブリックコメントの結果について
○答申
- (6) 平成30（2018）年3月 前橋市緑の基本計画策定

■令和5（2023）年3月一部改訂

- (1) 令和4（2022）年2月21日（市庁舎11階南会議室）午後2時より
第57回前橋市水と緑のまちをつくる審議会
○委嘱状交付式
○諮問：前橋市緑の基本計画の策定について
○議事：（協議事項）「前橋市緑の基本計画」における実施計画の点検・見直しと後期実施計画の策定の方針及び進め方について
（報告事項）前橋市の緑に関するアンケート調査の結果について
- (2) 令和4（2022）年12月16日（市立図書館講堂）午前10時より
第58回前橋市水と緑のまちをつくる審議会
○議事：（報告事項）実施計画の点検・見直しの結果について
（協議事項）前橋市緑の基本計画における後期実施計画（策定案）について

- (3) 令和5(2023)年2月27日(月)午前10時より
第59回前橋市水と緑のまちをつくる審議会
○議事:(審議事項)前橋市緑の基本計画「後期実施計画策定版」(案)について
(審議事項)答申について
○答申
- (4) 令和5(2023)年3月 前橋市緑の基本計画一部改訂版策定

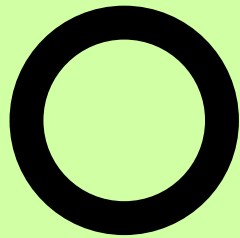
3 前橋市水と緑のまちをつくる審議会委員

■第21次任期（平成28年12月～平成30年3月31日）

	氏名	役職名	専門	備考
1	森田哲夫	前橋工科大学 教授	まちづくり	1号委員 学識経験者 7名
2	行田智子	群馬県立県民健康科学大学 教授	保健	
3	宮里直樹	群馬工業高等専門学校 准教授	環境 (水)	
4	小沼由紀子	群馬県立勢多農林高等学校 教諭	園芸	
5	清水一也	(一財)日本造園修景協会 群馬県支部 支部長	造園	
6	萩原香	NPO 法人市民活動を支援する会 理事長	建築	
7	宮田美恵	(一社)日本樹木医会 群馬県支部 樹木医	緑化	
8	山口修	群馬県県土整備部 都市計画課長	行政機関	2号委員 関係機関の職員 4名
9	平山大輔	群馬県県土整備部 河川課長	行政機関	
10	荒井唯	前橋土木事務所 所長	行政機関	
11	浅野浩之	群馬県環境森林部 緑化推進課長	行政機関	
12	角田雄二	前橋市まちを緑にする会 副会長		3号委員 各団体から推薦のあった者 5名
13	神澤敏夫	前橋商工会議所 青年部 監事		
14	高柳節子	日本ハギソグバスケ協会 群馬支部 副支部長		
15	江原友樹	前橋街づくり協議会 会長		
16	井上廣志	前橋市公園緑地愛護会連合会 会長		
17	西尾敏和	市民公募		4号委員 その他市長が特に認める者 2名
18	矢嶋智子	市民公募		

■第22次任期（令和4年2月～令和5年3月31日）

	氏名	役職名	専門	備考
1	森田哲夫	前橋工科大学 教授	まちづくり	1号委員 学識経験者 2名
2	中村祐子	群馬県立勢多農林高等学校 教諭	園芸	
3	大塚雅昭 (令和4年2月～3月) 剣持康彦 (令和4年4月～令和5年3月)	群馬県県土整備部 都市計画課長	行政機関	2号委員 関係機関の職員 1名
4	加賀谷 宏	前橋市まちを緑にする会 副会長		3号委員 各団体から推薦のあった者 2名
5	増田久美子	日本ハギソグバスケ協会 群馬支部 広報		
6	西尾敏和	市民公募		4号委員 その他市長が特に認める者 1名



前 橋 市
Maebashi city